

公共測量標準図式

目 次

公共測量標準図式

第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
第2節 表示の原則	1
第2章 地図記号	2
第1節 通 則	2
第2節 境界等	2
第3節 交通施設	2
第4節 建物等	2
第5節 小物体	3
第6節 水部等	3
第7節 土地利用等	4
第8節 地形等	4
第9節 地図記号の様式	5
第3章 取得分類基準	5
第1節 通 則	5
第2節 取得分類基準	6
第4章 注 記	11
第1節 通 則	11
第2節 細 則	17
第5章 整 飾	20
第1節 通 則	20

数値地形図データファイル仕様

第1章 総 則	22
第1節 総 則	22
第2章 数値地形図データファイル仕様	26
第1節 通 則	26
第3章 写真地図データファイル仕様	27
第1節 通 則	27
第2節 写真地図データファイル	27
第3節 位置情報ファイル	27
第4章 数値地形図データファイル説明書	28

公共測量標準図式

第1章 総則

第1節 総則

(目的)

第1条 この図式は、作業規程の準則第8条に基づき、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。

(数値地形図の性格)

第2条 数値地形図とは、都市、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用できる位置精度を有した地理空間情報をいう。

第2節 表示の原則

(表示の対象)

第3条 数値地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。

- 一 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。
- 二 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。

(表示の方法)

第4条 数値地形図への表現は、地表面の状況を地図情報レベルに応じて正確詳細に表示する。

- 2 表示する対象は、それぞれの上からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。
- 3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。

(表示事項の転位)

第5条 数値地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。

- 2 地図情報レベル2500以上に表示する地物の水平位置は、やむを得ない場合には地図情報レベルに対応する相当縮尺の出力図に限り、図上0.7mmまで転位させることができる。

(地図記号及び文字の大きさの許容誤差)

第6条 数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上 $\pm 0.2\text{mm}$ 以内とする。

(線の区分)

第7条 数値地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。

線号	線の太さ	備考
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて $\pm 0.025\text{mm}$ とする。
2号	0.10mm	
3号	0.15mm	
4号	0.20mm	
5号	0.25mm	
6号	0.30mm	
7号	0.35mm	
8号	0.40mm	
10号	0.50mm	

第2章 地図記号

第1節 通則

(地図記号)

第8条 地図記号とは、対象物を数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。

第2節 境界等

(境界等)

第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。

(境界)

第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。

(所属界)

第11条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。

(未定境界)

第12条 未定境界とは、第10条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。

2 未定境界は、間断区分を設定する。

3 未定境界は、数値地形図データでは表示しない。

第3節 交通施設

(交通施設)

第13条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。

(道路)

第14条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。

2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(道路施設)

第15条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。

(鉄道)

第16条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。

2 鉄道は、軌道、又は軌道間の正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(鉄道施設)

第17条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。

第4節 建物等

(建物等)

第18条 建物等は、建物、建物に付属する構造物及び建物記号に区分する。

(建物)

第19条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。

2 建物は、射影の短辺が実長1m以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。

(建物の付属物)

第20条 建物の付属物とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。

(建物記号)

第21条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。

- 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要のある建物には、注記することを原則とする。
- 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。
- 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。
- 5 建物記号の表示位置等は、次による。
 - 一 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。
 - 二 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。

第5節 小物体

(小物体)

第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。

(公共施設)

第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。

- 2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を1.0mm表示する。このとき、有線方向は、架設されているものすべてについて表示する。
- 3 支線及び枝線は、原則として表示しない。
- 4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は、それぞれの記号で表示し、それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。

(その他の小物体)

第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。

- 2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。
- 3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。
- 4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。

第6節 水部等

(水部等)

第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。

(水部)

第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。

(水部に関する構造物等)

第27条 水部に関する構造物等とは、水涯線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。

第7節 土地利用等

(土地利用等)

第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。

(法面)

第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分の部分をいう。

(構囲)

第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。

(諸地)

第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地及び材料置場に区分して表示し、区域界を含む。

- 2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。
- 3 建設中の区域は、区域界で表示する。

(場地)

第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。

- 2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。
- 3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。

(植生)

第33条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。

- 2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。
- 3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。
- 4 未耕地の植生記号は、図上4.0cm×4.0cmにおおむね2～4個をその景況に応じて意匠的に表示する。

第8節 地形等

(地形等)

第34条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。

- 2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適当な地形は変形地の記号を用いて表示する。

(等高線)

第35条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。

- 2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。

(変形地)

第36条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。

(基準点)

第37条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。

- 2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第3位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有し

ない標高点は、小数点以下第2位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第1位までとする。

3 標高数値は、属性数値に小数点以下3位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には0を与えるものとする。

4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上10cm×10cmに10点を標準とする。

(数値地形モデル)

第38条 数値を用いた地形表現をいう。

第9節 地図記号の様式

(地図記号の様式)

第39条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。

2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。

3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ図式取得分類基準表 測量記録」による。

第3章 取得分類基準

第1節 通則

(取得分類コード)

第40条 取得分類コードは、原則として数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードとして使用する。

2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。

3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コードと標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物

(データタイプ)

第41条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。

一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。

二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。

三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。

四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標

値で表す。

- 五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。
- 六 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。なお、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。
- 七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。
- 八 属性データは、ユーザがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。
- 九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。
- 十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合である。

(グループ化)

第42条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

- 2 グループ化は、地物と注記あるいは属性、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチャやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。
- 3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。
- 4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。
- 5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。但し、外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してもよいこととする。

レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考
:	:	:	:	
H	2200	0	1	レイヤヘッダレコード
E*	2255	1	2	要素レコード
E*	2255	2	2	要素レコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	
E*	2255	n	2	要素レコード
H	2255	n+1	2	グループヘッダレコード
E*	2255	1	3	要素レコード
E8	2255	2	3	要素レコード
(属性レコード)		属性レコード
H	2255	n+2	2	グループヘッダレコード
E*	2255	1	3	要素レコード
E8	2255	2	3	要素レコード
(属性レコード)		属性レコード
E*	2255	n+3	2	要素レコード
E*	2255	n+4	2	要素レコード
E*	2256	1	2	要素レコード
E*	2256	2	2	要素レコード
H	2300	0	1	レイヤヘッダレコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	

(取得基準)

第43条 データの取得基準及びデータタイプは、数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。

(地形の座標次元)

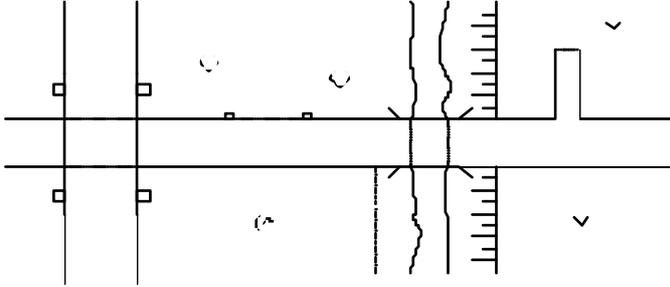
第44条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。

- 2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

(連続性の確保)

第45条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。

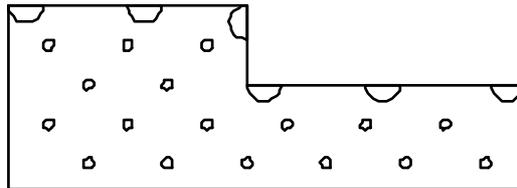
- 2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。
- 3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。但し、出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。
- 4 線の間中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。



(射影のある非対称記号)

第46条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標一致で接続されていなければならない。

- 2 図形区分は、次の図例による。

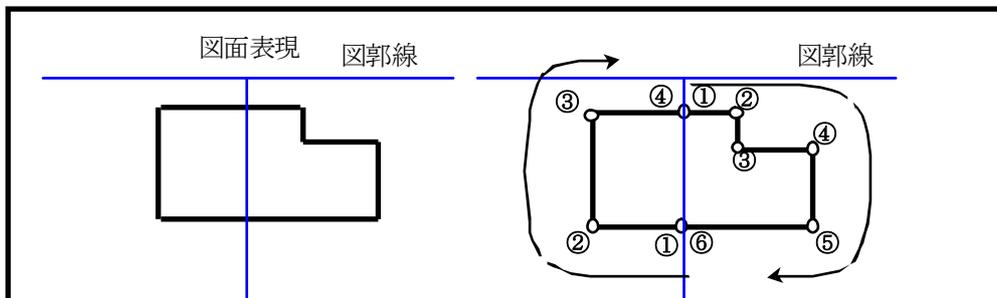


上端(太線):11、下端(細線):12、上端に付属する半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生被覆(大)

(面データの特例)

第47条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。

- 2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。

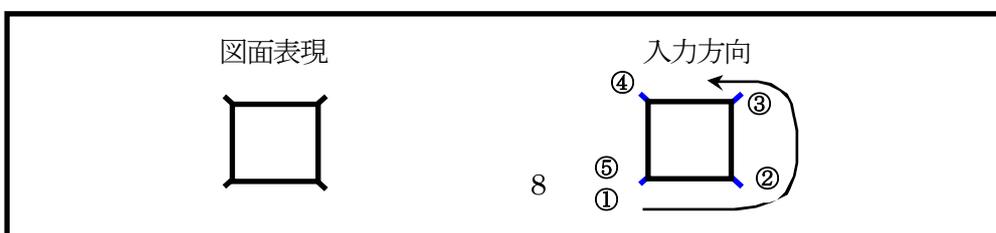
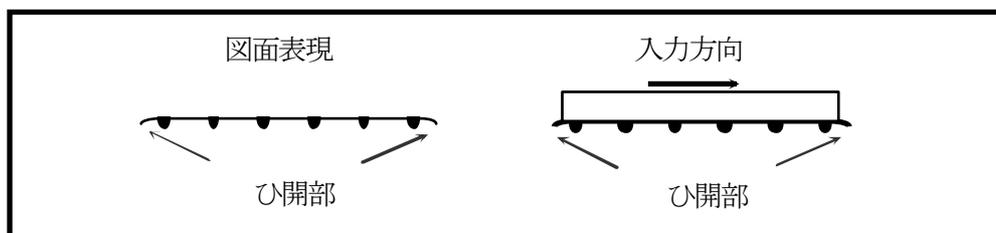
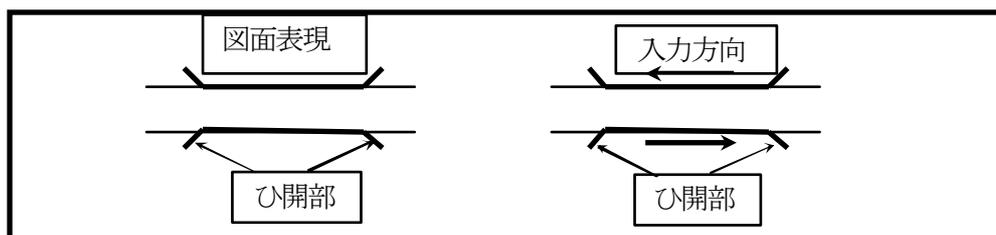
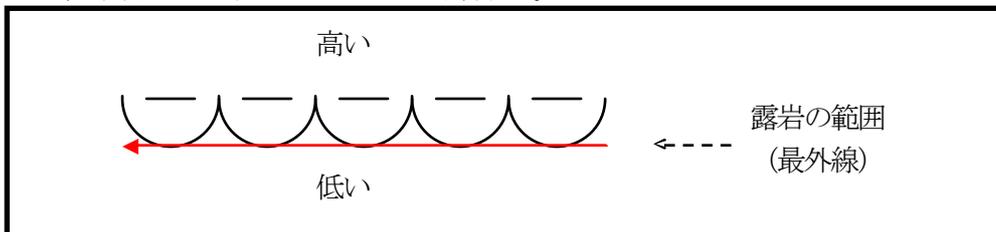


使用分類 コード	標準の分 類コード	使用データ タイプフラグ	方 向 規 定	座 標 次 元	内 容 記 述
3001	3001	110000000	0	0	普通建物
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎

(座標列方向)

第48条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。

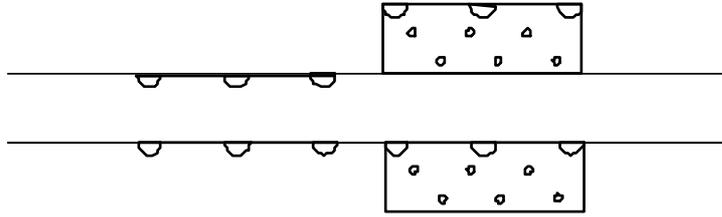
- 一 人工斜面や被覆(大)等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。
- 二 滝、せき、被覆(小)、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を左に見た形でデータを取得する。
- 三 橋、防護さく等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。但し、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。



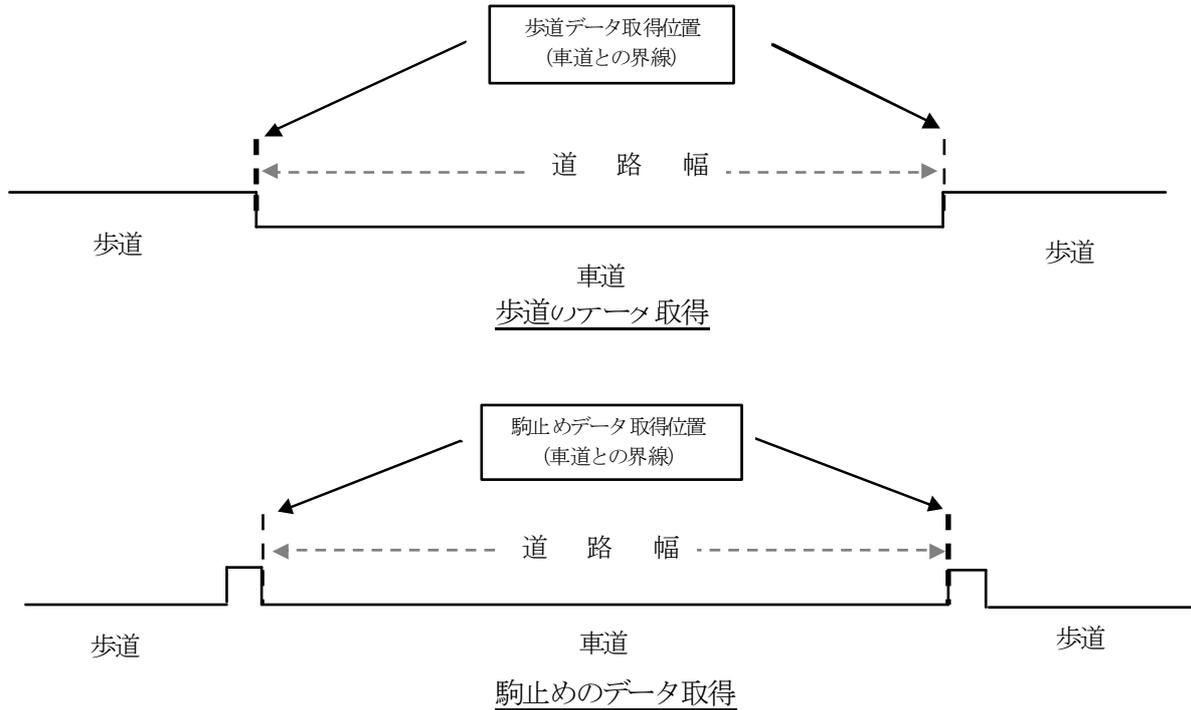
(表示の原則)

第49条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。

2 道路に面する被覆 (小) においては、座標位置を線の表示中心とする。



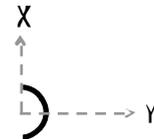
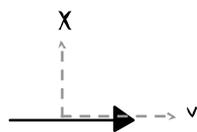
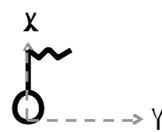
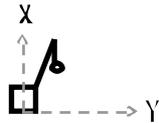
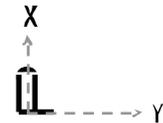
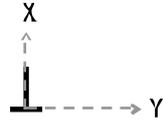
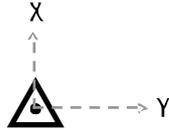
3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。



4 記号の表示原則は、次の各号による。

- 一 平面記号は、座標位置を中心とする。
- 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。
- 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。
- 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上を方向基点とする。

種別	原点	備考
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、とうろう、水位観測所、タンク、灯台など
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、路傍祠など
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など
方向記号	Y座標軸を方向基点	門、屋門、鳥居、高塔、とうろう、坑口、洞口など



5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。

(図式化の原則)

第50条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。

2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。

第2節 取得分類基準

(取得分類の基準)

第51条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。

2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。

3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。

第4章 注記

第1節 通則

(注記)

第52条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。
（注記の原則）

第53条 注記の原則は、次による。

- 一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。
 - イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。
 - ロ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。
 - ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。
- 二 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。
- 三 公称のほか著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。
- 四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。
- 五 数値地形図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。
- 六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。
- 七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。

（注記の取舍選択）

第54条 注記の取舍選択は、次による。

- 一 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、すべて表示する。
- 二 居住地、鉄道及び駅の名前は、原則としてすべて表示する。
- 三 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。

（使用する文字）

第55条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。

文字の種類	適用範囲
漢字	漢字を固有名とする名称
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称

（書体及び字形）

第56条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、すべて直立体とする。

（字大）

第57条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。

2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。

（字隔）

第58条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔はすべて等

間隔とする。

2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。

（字 列）

第59条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

- 一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。
- 二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。
- 三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分し、数値地形図上での表示に使用する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みになるようにする。
 - イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。
 - ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。
 - ハ 折線字列とは、前各号及びア、イにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。

（助 字）

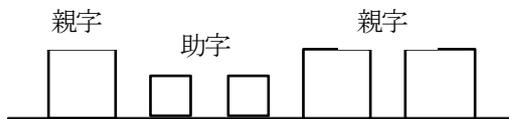
第60条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。

- 一 助字の表現は、数値地形図上のみで行う。
- 二 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。
- 三 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右辺を字列の右辺と一致させて表示する。

[字隔が 1/2 の例]



2 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。



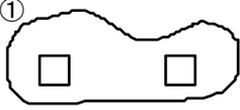
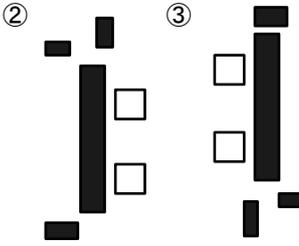
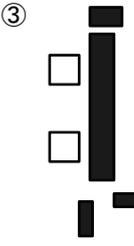
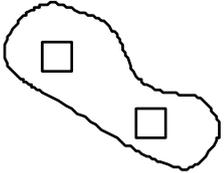
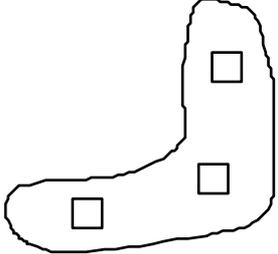
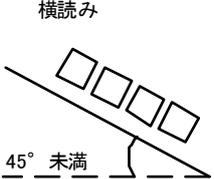
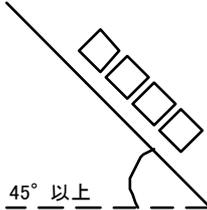
[字隔が 1/2 の例]

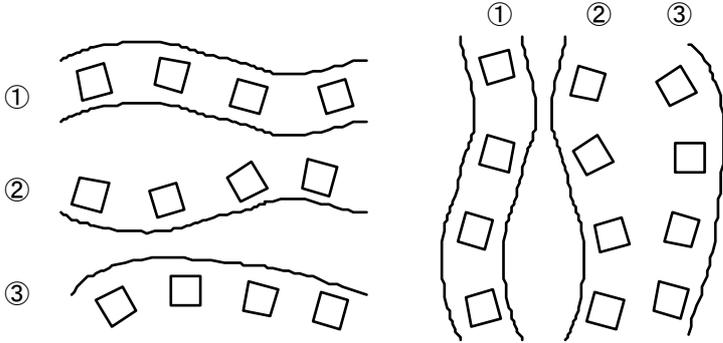


（ふり仮名）

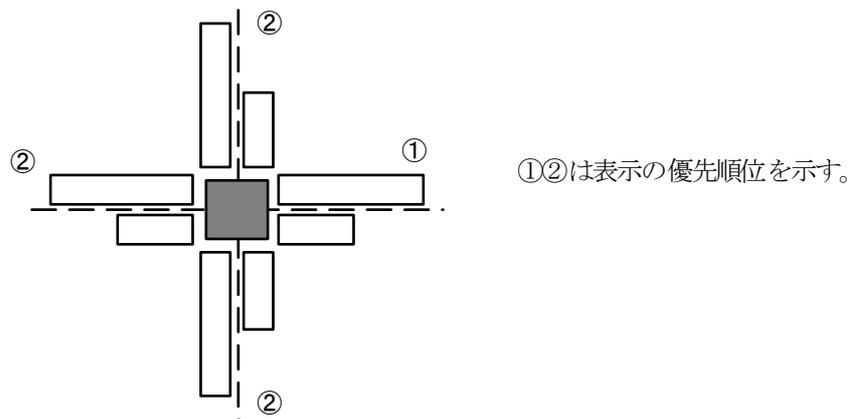
第61条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。

2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。

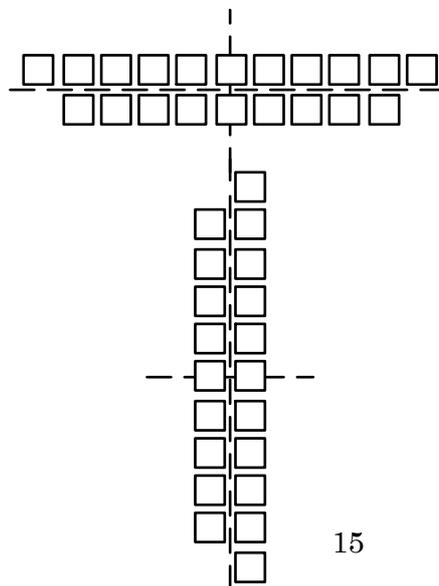
注記 の 区分	・ ・	注記の位置及び優先順位	備 考
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	<p>地域Ⅰ 対象物の内側に表示するもの</p>  <p>地域Ⅱ 対象物の外側に表示するもの</p>  	地域Ⅱで注記する場合の、対象物と注記との間隔は1字大を標準とする。
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	  	
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	 	水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	 	対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の1/2を標準とする。

注記 の 区分	・ ・ 注記の位置及び優先順位		備 考
・ ・ ・ ・ ・			線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。

- 2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を 1.0mm とするほか、次による。
- 一 小対象物は、対象物側の文字をそろえ 2 列の中心線を対象物の中央に一致させる。



- 二 地域の注記にあたっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。

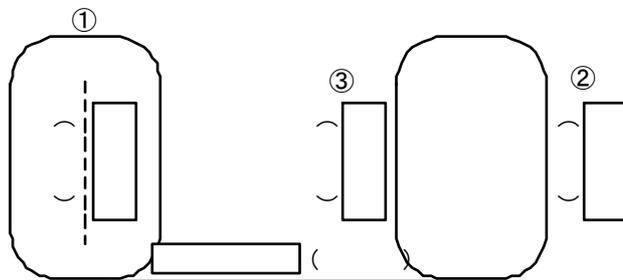
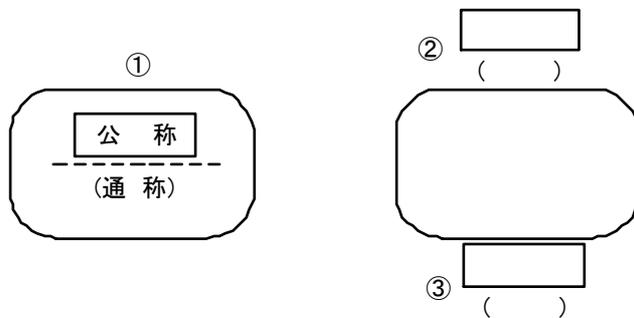


- 3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。
- 一 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
 - 二 併記する字列の間隔は、1.0mmとする。
 - 三 括弧は、1文字扱いとして表示する。

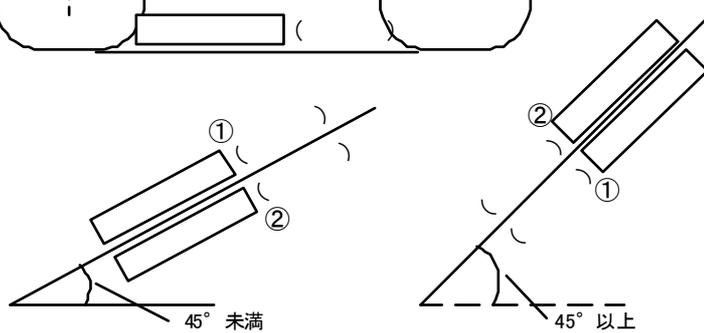
●小対象物



●地 域

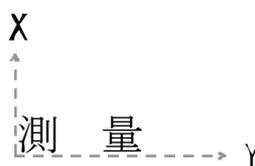
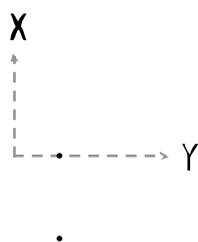


●線状対象物



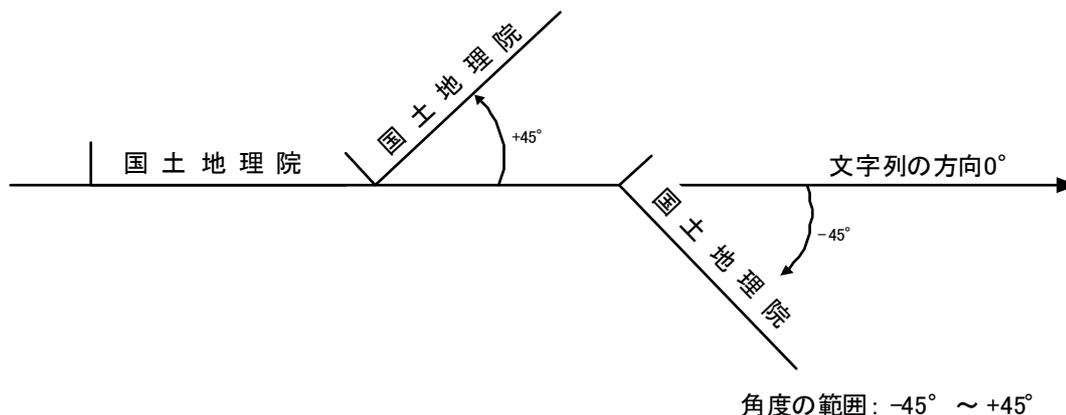
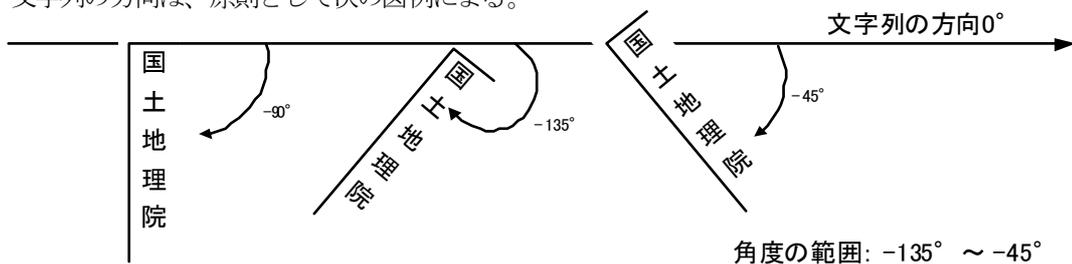
(注記の原点と文字列の方向)

第65条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。

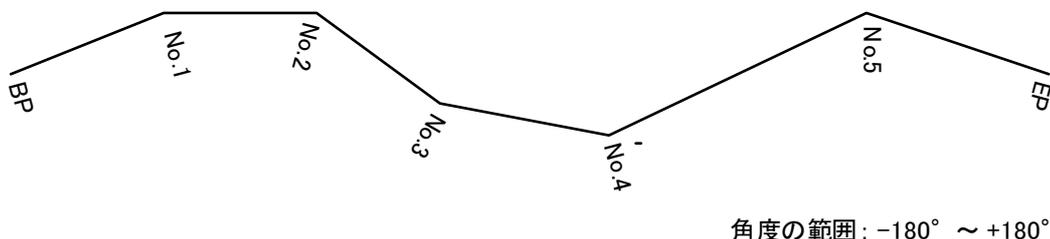


2 注記の文字列の方向は、次による。

一 文字列の方向は、原則として次の図例による。



二 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。



(注記の適用)

第66条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。

2 応用測量の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。

3 測量記録の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。

第2節 細則

(行政区画)

第67条 行政名の表示は、次による。

一 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除きすべて表示する。

二 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。

三 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。

(居住地名)

第68条 居住地名の表示は、次による。

一 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示す

- る。
- 二 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。なお、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を 3.0mm として表示することができる。
 - 三 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。
 - 四 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。なお、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。
 - 五 大字に 2 個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。
 - 六 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。

(道 路)

第 69 条 道路の名称の表示は、次による。

- 一 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則としてすべて表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。
- 二 一般国道は、「国道 15 号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は 1/4 とする。
- 三 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する、この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1 字大とする。
- 四 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。
- 五 トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。
- 六 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。

例) 〇〇インターチェンジ→〇〇IC
△△ジャンクション →△△JCT
□□サービスエリア →□□SA
▽▽パーキングエリア→▽▽PA

(鉄 道)

第 70 条 鉄道の名称の表示は、次による。

- 一 鉄道は、固有の名称に従って「〇〇鉄道」「〇〇鉄道〇〇線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。
- 二 駅の名称は、すべて表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「〇〇駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。

(建 物)

第 71 条 建物の名称の表示は、次による。

- 一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。
- 二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。

(小物体)

第 72 条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。

(水 部)

第73条 水部の名称の表示は、次による。

- 一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する、
- 二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。
- 三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。
- 四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する
- 五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。

(水部に関する構造物)

第74条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。

(諸地・場地)

第75条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。

(山地)

第76条 山地の名称の表示は、次による。

- 一 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。
- 二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、0(水部)一及び二の規定に準じて表示する。

(基準点の標高)

第77条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。

(等高線数値)

第78条 等高線数値の表示は、次による。

- 一 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。
- 二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。
- 三 数値は、等高線を間断し、等高線と字列の中心を一致させて表示する。
- 四 表示密度は、基準点を含めて、図上10cm×10cmに10個を標準とする。

(説明注記)

第79条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。

- (例) 道路、鉄道等の建設中 → (建設中)、(宅地造成中)、(耕地整理中)
(○○工事中)、(工場用地)
- 建物 → (建築中)
- 規模の大きい輸送管の種類 → (水)、(油)、(ガス)

第5章 整飾

第1節 通則

(整飾)

第80条 整飾とは、図郭を表示し、数値地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

(整飾の表示事項)

第81条 整飾の表示事項は、設計書または特記仕様書によるものとする。ただし、数値地形図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。

数値地形図データファイル仕様

第1章 総 則

第1節 総 則

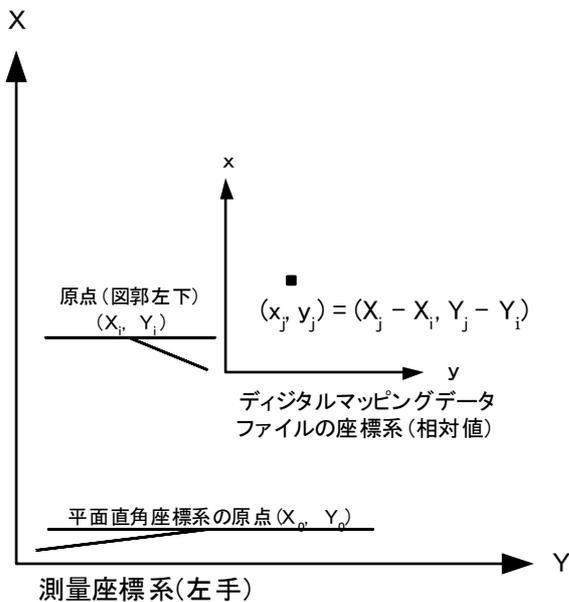
(ファイル仕様のバージョン)

第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、1とする。

- 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。

(座標軸と原点)

第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。

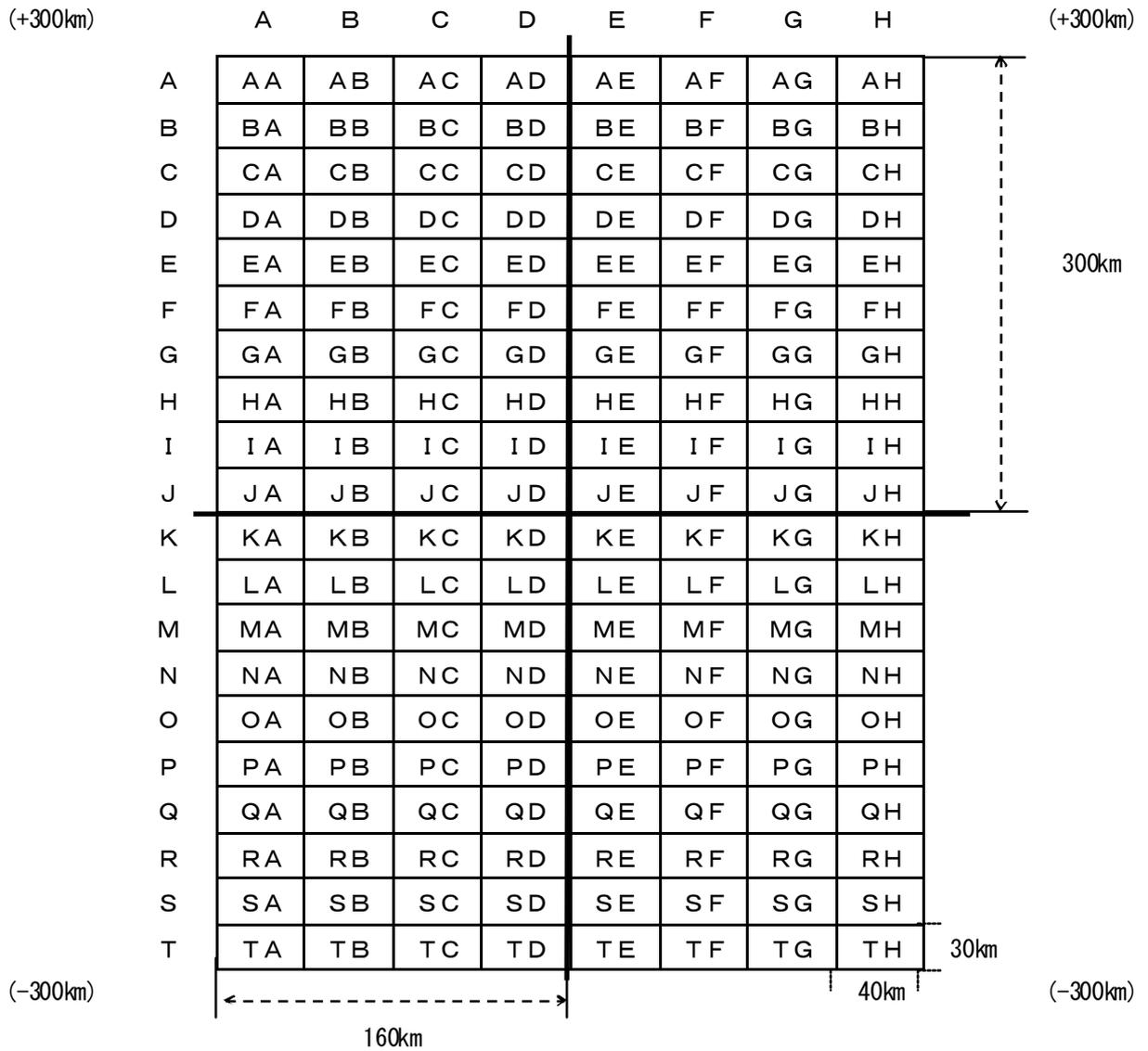


- 2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。
- 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。

(図郭割り)

第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。

- 2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。
- 3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。
- 4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。
 - 一 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



二 地図情報レベル5000 にあつては座標系内の1区画を100等分し、下図によりアラビア数字で表示する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	30km
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	
	40km										

三 地図情報レベル2500 にあつては、地図情報レベル5000の図郭に相当する区画を各辺で2等分して得られる4個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に1～4のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル5000の図郭番号に追加する。

1	2
3	4

四 地図情報レベル1000 にあつては、地図情報レベル5000の図郭に相当する区画を各辺で5等分して得られる25個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル5000の図郭番号に追加する。

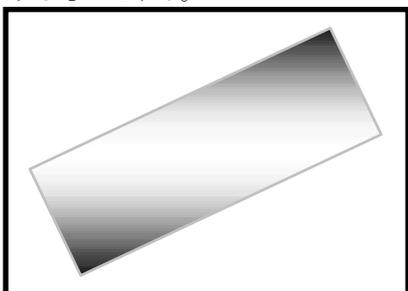
	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

五 地図情報レベル 500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

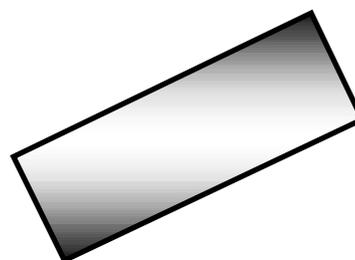
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

5 路線等に沿つたデータ整備の場合は、次の各号による。

- 一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- 二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- 三 斜めの矩形で図郭割りを行う場合には、m単位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- 四 斜めの矩形で図郭割りを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。



座標軸に平行な矩形で覆う場合



斜めの矩形で覆う場合

(ファイルの命名則)

第 85 条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。

- 例. 地図情報レベル 500.....09LD0000~99
- 地図情報レベル 1000.....09LD000A~4E
- 地図情報レベル 2500.....09LD001~4
- 地図情報レベル 5000.....09LD00~99

2 ファイルの拡張子は、次の各号による。

- 一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。
- 二 データファイルは、数値地形図データとする。

(データファイルの更新)

第 86 条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただ

し、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。

2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1から付番するものとする。

(世界測地系への座標変換)

第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。

2 ただし、1回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標をmm単位で図郭座標として記録するものとする。

(必須項目と選択項目)

第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。

2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。

第2章 数値地形図データファイル仕様

第1節 通則

(座標値の単位)

第89条 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なくm単位とする。

- 一 地図情報レベル500及び1000では、mm単位とする。
- 二 地図情報レベル2500及び5000では、cm単位とする。
- 三 地図情報レベル10000では、m単位とする。

2 標高値(Z)の単位は、次の各号に従うものとする。

- 一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、mm単位とする。
- 二 属性数値以外の標高値(Z)の単位は、水平座標値(X, Y)に準ずる。

(図郭座標の端数)

第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。

例えば、"-1234.56"は、図郭座標カラムには"-1234"を、図郭座標端数カラムには"-56"を記述する。

(角度)

第91条 角度の単位は、度単位とする。

(点データの記述)

第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。

- 2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値にmm単位で格納するものとする。
- 3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。

(等高線データの記述)

第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

2 等高線標高は、要素レコードの属性数値にmm単位で格納するものとする。

(属性数値)

第94条 属性数値は、mm単位で格納するものとする。

- 2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。
- 3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。

(ファイルの座標次元)

第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。

- 2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。
- 3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。

(レコード)

第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。

2 各レコードの区切りには、CR(0Dh)LF(0Ah)を与えるものとする。

(代表点の座標)

第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。

(年月の記述)

第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。

2 取得年月は、原則として納品年月とする。

(文字コード)

第99条 文字コードは、Shift-JISとする。

2 使用する文字の範囲は、JIS 第一水準と第二水準とする。

第3章 写真地図データファイル仕様

第1節 通則

(図郭割り)

第100条 写真地図データファイルの格納は、国土基本図図郭を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。

2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。

第2節 写真地図データファイル

(ファイル仕様)

第101条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮 TIFF 仕様で格納するものとする。

(ファイル命名則)

第102条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。

2 写真地図データファイルの拡張子は、TIFとする。

第3節 位置情報ファイル

(ファイル仕様)

第103条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。

2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。

一 画像座標系から地上座標系へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ(aからf)を順番に各1行で記述する。

アフィン変換は、次式で表される。

$$\begin{cases} x' = ax + by + c \\ y' = dx + ey + f \end{cases}$$

ここで、

x' : 地上座標系の x 座標 (数学系-東西、単位 : m)

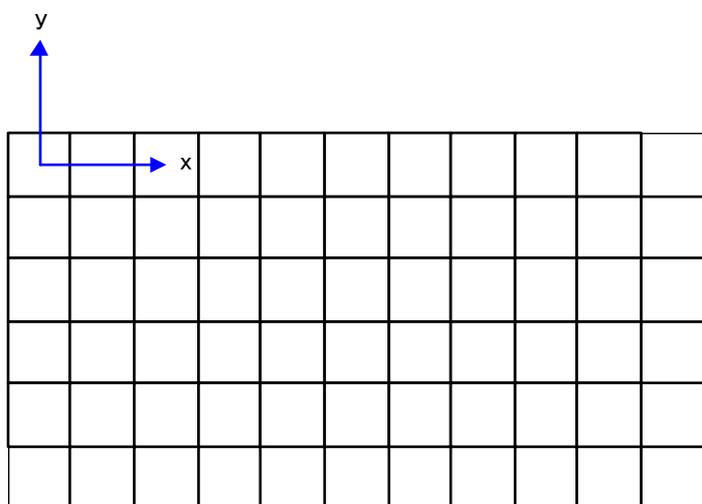
y' : 地上座標系の y 座標 (数学系-南北、単位 : m)

x : 画像座標系の x 座標 (カラム又は列、単位 : 画素)

y : 画像座標系の y 座標 (ロウ又は行、単位 : 画素)

$a \sim f$: アフィン変数

二 座標の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。



(ファイル命名則)

第104条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。

2 ワールドファイルの拡張子は、TFWとする。

第4章 数値地形図データファイル説明書

(作業地域表)

第105条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。

2 図郭割り 標定図は、別途作成する。

3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。

(データ管理表)

第106条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。

(データ更新記録表)

第107条 数値地形図データファイルの更新(修正測量)を行った場合に、その履歴を記録する。

(記録媒体記録票)

第108条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。

(ユーザー領域説明書)

第109条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。

(データ項目別オプションリスト)

第110条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。

2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。

3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。

(属性区分表)

第111条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。

(外字記録表)

第112条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。

付属資料

公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類基準表	
公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類基準表	応用測量
公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類基準表	測量記録
公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類コード表	
公共測量標準図式	数値地形図データファイル仕様	

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表

図式の見方

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				

番号	項目	説明										備考					
	大分類																
	分類																
	分類コード	レイヤ	データ項目														
	名称																
	地図情報レベル	500															
		1000															
		2500															
		5000															
	図式																
	データタイプ	取得方法															
		図形区分															

作業規程の準則 公共測量標準図式に準ずる。

原則として適用・・・・・・・・・・地図情報レベル500、1000の場合、適用するものは「一般」、「道路」、「河川」を表示し、地図情報レベル2500、5000の場合、適用するものは「一般」と表示する。
 製品仕様書によるもの・・・・・・・・括弧で括った図式
 原則として適用しないもの・・・・・・・・空白

図面出力時の図(絵)を表示。

・各図形に対する取得方法を示す。
 ・線データで矢印()があるものは、入力方向が有ることを示す(の方向の欄に"有"があるもの)。
 ・記号は傾き0°で表示。
 ・点データで傾きのあるもの(の方向の欄に"有"があるもの)はy軸が傾向を示す。

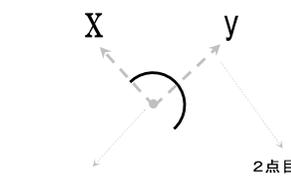
例)

へい(6340)の場合



この場合、入力方向に対して右側にへいの記号が出力時に発生することを表現する。

坑口(4219)の場合



1点目記号挿入位置 2点目方向点

数値地形図データフォーマットの図形区分に準ずる。		
コード	内容	
00	非区分	下記に該当しない全データ
11	射影部の上端	右段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆の射影をもつもの
12	射影部の下端	
21	高欄	道路橋、鉄道橋
22	橋脚	
23	親柱	
26	ガードレール	防護さく
27	ガードパイプ	

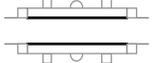
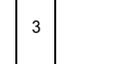
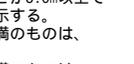
図式の見方

大分類	レイヤ	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				

データタイプ	図形区分					31	中庭線	建物												
						32	棟割線													
						33	階層線													
						34	外付階段													
						35	ポーチ・ひさし													
						46	へい	敷地内の建物と建物の境などに作られた、へいに適用する												
						47	輸送管	輸送管(空中)の極小												
						51	表面	数値地形モデル												
						52	水表面													
						61	直線	中心線												
				62	円弧															
				63	クロソイド															
				64	その他の緩和曲線															
				71	石杭	境界標														
				72	コンクリート杭															
				73	合成樹脂杭															
				74	不銹鋼工杭															
				75	その他の境界標															
				76	境界計算点															
				99	表現補助データ	横断歩道橋・石段等の階段部														
	データ					データのタイプを示す(で示すレコードタイプ「E1～E8、G、T」を日本語で説明したもの)。														
	レコード					数値地形図データフォーマットのレコードタイプ(E1～E8、G、T)を示す。														
						レコードタイプ	データタイプ	始終点座標が一致しなければならない。												
						E1	面													
						E2	線													
						E3	円													
						E4	円弧													
						E5	点													
						E6	方向													
						E7	注記													
						E8	属性													
					G	グリッド														
					T	不整三角網														
	データタイプ	方向				道路橋やへい、被覆など、入力方向があるものや、DMデータフォーマットのレコードタイプが「E6」の傾きを持つ記号(点)に、「有」がついている。														
		属性数値				高さや階数などの属性を持つものは、「有」がついている。														
		線号				入力する線の線号(太さ)を示す。線号:1号は、0.05mm。														
		適用				作業規程の準則 公共測量標準図式に準ずる。														
		端点一致				連続線分同士の端点が一致することを示す。														
		備考				補足等が記入されている。														

大分類	分 類	分類コード	名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	備 考				
				レイヤ	項目	500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			方向	属性数値	通 用	端点一致
境界等	境界	11	01	都府県界	一般	道路	河川	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		6	地方自治法に定める行政区画等の境をいう。異なる境界記号が重複する部分の優先順位は分類コードの小さい順とし、関係市町村で確定されていない境界は表示しない。	○				
					一般	1.異なる境界記号が重複する部分の優先順位は、図式分類コードの小さい順とする。 2.境界記号は、原則として境界の真位置と記号の中心線とが一致するように表示する。 3.関係市区町村で確定されていない境界は表示しない 4.大字・町(丁)界は、東京都の区、市町村及び指定都市の区内で区域が明確なものを表示する。 5.境界記号上には、注記、建物記号、小物体記号及び場地記号は原則として表示しない。ただし、表現上やむを得ない場合は境界記号を間断して表示することができる。														
			02	北海道の支庁界	一般	道路	河川	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		6	都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	○				
					一般	03	都市・東京都の区界	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		6	都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	○				
			04	町村・指定都市の区界	一般	道路	河川	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		6	都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	○				
			06	大字・町・丁目界	一般	道路	河川	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		4	大字界、町界及び丁目界については、区域が明確なものについて表示する。 都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	○				
					一般	07	小 字 界	(一般) (道路) (河川)	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		4	小字界については、区域が明確なものについて表示する。 「製品仕様書」による。	○			
			10	所 属 界	一般	道路	河川	一般		境界の位置と一致する。	線	E2		6	島等で所属を示す必要のある場合で、それぞれの所属が読図できる程度に表示する。 所属界は、所属を示す必要のある場合に、それぞれの所属が読図できる程度に表示する。	○				

大分類	分類コード	分類 レイヤ	項目 データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点 一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通 道路 施設	21			01 道路線(街区線)	一般 道路 河川					道路線線を取得		線	E2			3	幅員(道路線から道路線までの間をいう。)を縮尺化して表示する道路で、地図情報レベル500ではすべての道路、1000では0.5m以上の道路を表示する。	○ 道路線とは、道路法第2条第1項に規定された道路にあっては道路構造令に定める歩道、自転車道、車道、中央帯、路肩、又は植樹帯等で構成される道路の部分で最も外側の線(植樹帯が最も外側にある場合には、当該植樹帯を除いた道路の最も外側の線をいう。)、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる線をいう。 橋や高架、あるいは袋小路や敷地入り口等で間断される箇所以外は一要素として作成し、橋や高架等とは座標一致で連続し、袋小路や敷地入り口等は間断区分を設定して座標一致で連続させる。	
					一般					中心線を取得		線	E2		6	軽車道とは、幅員1.0m以上、2.0m未満の道路をいい、長さが図上1.0cm未満のものは省略することができる。			
				03 徒歩道	一般 道路 河川					中心線を取得		線	E2		6	幅員が0.5m未満の道路をいう。土堤上のもは表示しない。 1. 徒歩道とは、幅員1.0m未満の道路をいう。 2. 徒歩道は、長さが図上1.0cm以上で、かつ次の基準のいずれかを満たすものを表示する。ただし土堤上のもは表示しない。 (1) 道路線及び軽車道に接続するもの。 (2) 登山、観光等に利用されるもの。 (3) 神社等主要な地点へ到達するもの。 (4) 耕地の区画等の景観を表現するために必要なもの。	○		
					一般					道路線線を取得		線	E2		3	公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路等のような特定の地区内における道路で、幅員が地図情報レベル500で0.5m以上、1000では1.0m以上のものを表示する。 庭園路とは、公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路及び工場等特定の敷地内の道路をいい、幅員が地図情報レベル2500では1.0m以上、5000では2.0m以上のものを表示する。			
				06 庭園路等	一般 道路 河川					道路線線を取得		線	E2		3	道路の地下部をいい、その経路(道路線)を表示する。	○		
07 トンネル内の道路	一般 道路 河川					道路線線を取得 (終端は、原則として閉じない)		線	E2		3		○						

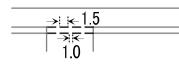
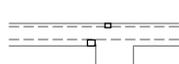
大分類	中分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考	
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
交通施設	道路	21	09	建設中の道路	一般道路 河川				真幅 2.5 — (建設中)	道路緑線を取得 (終端は、原則として閉じない)							3	現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を表示し、路線のおおむね中央又は端末部分に(建設中)の説明注記を添えて表示する。測図完了時までに開通見込みのものは完了時の道路で表示する。	○	
					一般道路 河川			一般	真幅 1.5 — (建設中)			線	E2			2	1.建設中の道路とは、現地調査時に建設中であって、完成までに1年以上を要する道路線をいう。 2.建設中の道路は、その道路敷の外縁を表示し、工事区間の中央部または末端に(建設中)の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。 3.建設中の道路が、道路線及び鉄道と交差する場合は建設中の道路を間断して表示する。 4.建設中の道路に接続する建設中の橋は、建設中の道路記号で表示する。ただし、完成しているもの及び1年以内に完成見込みのものは、道路橋の記号で表示する。			
交通施設	道路施設	22	03	道路橋(高架部)	一般道路 河川				緑線を取得 	線	E2					6	鉄・コンクリート製の橋をいう。 高欄・橋脚部分は真形を表示する。	○		
									高欄 外周を取得(始終点座標一致) 	21	面	E1								
橋脚 	22	線	E2																	
親柱 	23	面	E1																	
				一般				緑線を取得 	線	E2	有		6	1.道路橋(高架橋を含む)は、地図情報レベル2500においては、橋床部の長さが2.5m以上で幅員が1.0m以上、5000においては、橋床部の長さが5.0m以上で幅員が2.0m以上のものを正射影で表示する。 2.橋の幅員が第1項に定める大きさ未満のものは、徒橋の記号で表示する。 3.橋の長さが第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略し道路として表示する。						

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通施設	22			04	木橋	一般道路 河川				縁線を取得 ひ開部は自動発生して表示	線	E2	有		3	木製の橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	○		
				05	徒橋	一般道路 河川				中心線を取得 ひ開部は自動発生して表示	線	E2			6	徒歩橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。 道路橋（図式分類コード 22-03）の幅員が地図情報レベル2500においては1.0m未満、5000においては2.0m未満のものは、徒橋の記号で表示する。	○		
						一般				ひ開部は自動発生して表示									
				06	栈道橋	一般道路 河川					縁線を取得 橋脚 外周を取得	線	E2			6	斜面を通過する道路で、橋桁の一侧が斜面に接し、反対側が橋脚になっている部分をいう。橋脚部分は真形を表示する。	○	
											橋脚 外周を取得 極小	22				3			
11	横断歩道橋	一般道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋をいう。 道路または鉄道の横断歩道橋は正射影を表示する。						
							一般												
12	地下横断歩道	一般道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された地下道をいい、経路の明確なものを表示する。						

大分類	中分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考		
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値						
交通施設	22	13	歩道		一般 道路 河川				車道との界線を取得		線	E2					道路縁で歩道を有する部分は、歩道の幅員が図上0.6mm以上のものを表示し、その端末は現況により閉塞する。	○			
					一般																
	22	14	石段		一般 道路 河川		極小 階段線間隔 1.0 mm	縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)		縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)		線	E2				図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを表示し、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。競技場等で屋根のない階段状の観覧席等は、これに準じて表示する。				
								石段(上部部)											11		
								石段(下部部)											12		
								階段線											99		
					一般		階段線間隔 0.5mm	縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)		縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)									石段(上部部)		11
								石段(下部部)											12		
								階段線											99		
								階段線											99		
	1. 石段は図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを真幅で表示する。ただし、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。 2. 石段の間隔は、すべて0.5mmとして表示する。 3. 競技場等で屋根のない階段状の観覧席は、石段に準じて表示する。																				

大分類	分 類	分類コード	名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	備 考
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		
交通 道路 施設	22	15	地下街・地下鉄等出入口	一般 道路 河川				外周を取得（始終点座標一致）	99	面	E1			3	1. 地下街、地下鉄等出入口は外周の正射影を表示し、階段部は、出入口方向から3段表示する。 2. 建物の内部にある地下街・地下鉄等出入口は表示しない。	
								階段線（入口から3段取得）								
			一般			外周を取得（始終点座標一致）	99	面	E1					3	1. 道路の地下部への出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。	
						階段線（入口から3段取得）										
		交通 道路 施設	19	道路のトンネル	一般 道路 河川	一般		真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致）	方向	E6	有				3	1. 道路のトンネルは出入口を坑口（図式分類コード42-19）の規定を準用して表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。
								真形 坑口部分の外周を取得								
真形 坑口部分の外周を取得																
道路のトンネル	一般				真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致）	面	E1							6	1. 道路のトンネルは出入口を坑口（図式分類コード42-19）の規定を準用して表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。	
					真形 坑口部分の外周を取得											
					真形 坑口部分の外周を取得											
道路のトンネル	一般		真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致）	線	E2								6	1. 道路のトンネルは出入口を坑口（図式分類コード42-19）の規定を準用して表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。		
			真形 坑口部分の外周を取得													
			真形 坑口部分の外周を取得													

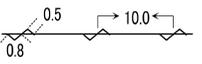
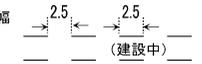
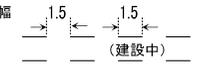
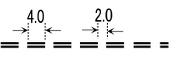
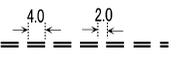
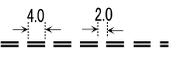
大分類	分 類	分類コード		名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	備 考
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		
					端点一致												
交通施設	22		21	バス停	一般 道路 河川					位置の点情報を取得 	点	E5			3	道路上あるいは歩道上に設けられたバスの停留所をいう。	
			22	安全地帯	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯（安全島）をいう。	
			26	分離帯	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を表示する。	
					一般				中心線を取得 	線	E2			2	分離帯の幅員が図上0.4mm未満のものは、中心線を一条線で表示する。		
			27	駒止	一般 道路 河川					道路側の縁部を取得 	線	E2			6	道路上に設けられたコンクリート製のブロックをいう。	
			28	道路の雪覆い等	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいう。	
					一般				外周を取得（始終点座標一致） 	道路の雪覆い等とは、雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが図上2.0mm以上のものについて正射影を表示する。							
			31	側溝 U字溝無蓋	道路					縁線を取得 	線	E2			3	道路縁に設けられた無蓋のU字溝等をいう。	
	32	側溝 U字溝有蓋	道路					縁線を取得 	線	E2			3	道路縁に設けられた有蓋のU字溝等をいう。			
	33	側溝 L字溝	道路					縁線を取得 	線	E2			3	道路縁に設けられたL字溝等をいう。			

大分類	分 類	分類コード		名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	備 考
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		
					端点一致												
交通施設	22		34	側溝地下部	道路				地下経路 緑線を取得 ==		線	E2			3	道路緑に設けられたU字溝等の地下部をいう。	
			35	雨水樹	道路				外周を取得（始終点座標一致） □		面	E1			3	道路緑に設けられた側溝に付随して設置された雨水等の集水樹をいう。	
			36	並木樹	道路				外周を取得（始終点座標一致） □ □ □		面	E1			3	植樹保護のコンクリート製の枠または樹をいう。	
			38	並木	一般道路 河川				並木の位置の点情報を取得							3	道路等に沿って整然と植樹された樹木等をいう。
			38	並木		一般				点	E5			2	1. 並木とは、道路外縁、道路の歩道及び幅員が図上0.4mm以上の分離帯に道路に沿って整然と植樹された樹木をいい、長さが図上1.0cm以上のものについて、各樹木の真位置に表示するのを原則とする。ただし、樹木の間隔が図上3.0mm未満の場合は適宜省略することができる。 2. 歩道（図式分類コード22-13）の表示を行わない場合は、並木は表示しない。 3. 並木は、道路緑、歩道及び分離帯とは重複して表示できる。		
			39	植樹	一般道路 河川			並木の位置の点情報を取得 		点	E5			3	街路樹、芝地等の植栽をいう。		

大分類	中分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通 道路 施設	22	41	道路情報板	道路					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3	道路法に規定する道路情報板をいう。種類を示す注記を併記する。		
		42	道路標識 案内	(道路)					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3	道路管理者が設置する道路標識をいい、案内、警戒及び規制に区分する。「製品仕様書」による。		
		43	道路標識 警戒	(道路)					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3			
		44	道路標識 規制	(道路)					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3			
		46	信号灯	道路					ボールの位置と信号機の向きを取得 		方向	E6	有		3		専用ボールのある信号灯をいう。	
		47	信号灯 専用ボールのないもの	道路					信号機の位置と向きを取得 		方向	E6	有		3	電柱、横断歩道等に設置されている、専用ボールを持たない信号灯をいう。		
		51	交通量観測所	道路					位置の点情報を取得 		点	E5				3	交通量を常時観測している施設をいう。	
		52	スノーボール	(道路)					位置の点情報を取得 		点	E5				3	積雪時に道路線を確認できるように設置されているボールをいう。「製品仕様書」による。	
53	カーブミラー	(道路)					位置の点情報を取得 		点	E5				3	交差点又は屈曲路等に設置されている確認鏡のうち公的なものをいう。「製品仕様書」による。			

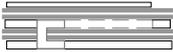
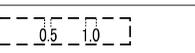
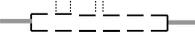
大分類	中分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考					
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値									
交通 道路 施設	22	55	距離標 (km)	道路	道路	2.0	1/km		位置の点情報を取得		点	E5			3	起点からのkm単位の追距離を示す標識をいう。距離数を適切な位置に併記する。								
									1/Km	注記	E7													
									属性区分を21とし、起点からの距離程数値を整数形式(17)で、m単位の属性レコードに格納する。	属性	E8													
									56	距離標 (m)	道路	道路	2.0	0.1/km		位置の点情報を取得		点	E5			3	起点からの0.1km単位の追距離を示す標識をいう。距離数を適切な位置に併記する。	
																0.1/Km	注記	E7						
属性区分を22とし、起点からの距離程数値を整数形式(17)で、m単位の属性レコードに格納する。	属性	E8																						
61	電話ボックス	一般 道路 河川	一般 道路 河川	一般 道路 河川	0.3			面	E1			3	独立した電話ボックスをいう。											
								点	E5															
62	郵便ポスト	一般 道路 河川	一般 道路 河川	一般 道路 河川	2.5			点	E5			3	独立した郵便ポストをいう。											
63	火災報知器	一般 道路 河川	一般 道路 河川	一般 道路 河川	2.0			点	E5			3	独立した火災報知器をいう。											

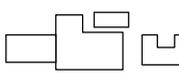
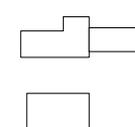
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通施設	23			01 普通鉄道	一般道路 河川					線	E2				8	鉄道事業法又は軌道法に基づいて運行されている鉄道で、特殊軌道及び索道を除いたものを表示する。工場等における引き込み線、駅構内又は操車場における側線は、本線と同じ記号で表示する。			
						一般			10										
				02 地下鉄地上部	一般道路 河川					属性区分を22とし、起点からの距離数値を整数形式(17)で、m単位に属性レコードに格納する。	線	E2				8	地方公共団体及び東京地下鉄(株)等が管理する地下高速鉄道の路線のうち、軌道が地上部に出ているものをいう。		
				03 路面電車	一般道路 河川					レールを取得する	線	E2				8	路面鉄道とは、道路上に線路を敷設した鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道をいう。		
						一般			中心線を取得	6									
04 モノレール	一般道路 河川					中心線を取得	線	E2				8	車両が一本の軌道桁に跨座し、又は懸垂して走行するものをいう。						
05 特殊鉄道	一般道路 河川					レールを取得する	線	E2				6	鋼索鉄道、普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道及び採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道をいう。 特殊軌道は、次の各号に適用する。 (1) モノレール・鋼索鉄道。 (2) 普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道。 (3) 採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道。						
		一般			中心線を取得														

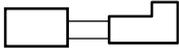
大分類	分 類	分類コード	名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ						線号	備 考								
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			端点一致							
																		通 用						
交通施設	23	06	索道	一般 道路 河川					中心線を取得							線		E2			3	空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するものをいい、大規模なものは説明注記を添えて表示する。		
					一般																	2	1. 索道とは空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するものをいい、長さが図上2.0cm以上で恒久的なものを表示する。大規模なものは（スキーリフト）、（ベルトコンベヤー）等の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。 2. 索道で高塔のあるものは、高塔（図式分類コード42-35）を表示する。	
		09	建設中の鉄道	一般 道路 河川				真幅 	外周を取得													3	現在建設中の軌道等をいい、測図完了時までに開通見込みのものは、完了時の鉄道で表示する。鉄道敷の外線を鉄道とし、路線のおおむね中央部又は工事部分の末端に（建設中）の注記を添えて表示する。廃棄路線も同様に注記する。	
					一般 道路 河川			真幅 														2	建設中の鉄道は、軌道等の施設が現に建設中でその経路が明らかなものについて、鉄道敷の外線を表示し、工事区間の中央部又は末端に（建設中）の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。	
		11	トンネル内の鉄道 普通鉄道	一般 道路 河川					レールを取得する														8	普通鉄道の地下部分をいう。
		12	地下鉄地下部	一般 道路 河川					レールを取得する															8
13	トンネル内の鉄道 路面電車	一般 道路 河川					レールを取得する															8	路面電車の地下部分をいう。	

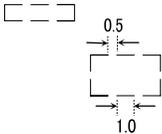
大分類	中分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通施設	鉄道	23	14	トンネル内の鉄道 モノレール	一般 道路 河川				中心線を取得 		線	E2			8	モノレールの地下部分をいう。			
			15	トンネル内の鉄道 特殊鉄道	一般 道路 河川				レールを取得する 		線	E2			6	特殊鉄道の地下部分をいう。			
	24	01	鉄道橋（高架部）	一般 道路 河川	一般		橋 緑線を取得 	22	線	E2	有	6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。図上の長さ15.0mm以上のものには記号としての半円を付す。						
							橋脚 緑線を取得 					3							
												6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。ただし、鉄道の記号との間隔が狭い場合は、記号の外側に0.2mmの白部をおいて鉄道橋を表示する。						
		11	跨線橋	一般 道路 河川	一般		外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1		3	駅構内の鉄道を横断するために構築された橋をいい、跨線橋の正射影を表示する。						
12	地下通路	一般 道路 河川				地下経路 緑線を取得（始終点座標一致） 		面	E1		3	乗降客が鉄道を横断するために構築された地下道をいう。							

大分類	中分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通施設	24	19	鉄道のトンネル	一般道路 河川	一般		真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				3	普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。					
							真形 坑口部分の外周を取得									線	E2		
							極小 中央位置の点と方向を取得									方向	E6	有	
				真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)			面	E1		6									
				真形 坑口部分の外周を取得			線	E2											
				極小 中央位置の点と方向を取得			方向	E6			有								
	21	21	停留所	一般道路 河川	一般		真形 外周を取得(始終点座標一致)	面	E1				3	1. 停留所とは、路面鉄道の駅をいう。 2. 停留所は、安全島(安全地帯が島状の施設であるもの)がある場合は、その外線を正射影で表示し、安全島がない(安全地帯が道路標識及び道路表示により明示されたもの)場合及び狭小で正射影で表示できない場合は、おおむねその位置に極小の記号を表示する。					
							位置の点情報を取得									点	E5		
							真形 外周を取得(始終点座標一致)									面	E1	2	
		位置の点情報を取得	点	E5															

大分類	分 類	分類コード	名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ						線号	備 考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			備 考
交通施設	24	24	プラットフォーム	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	駅構内で乗降用に足場を高くした構造物をいう。	
					一般										2	1.プラットフォームは、その外周の正射影を表示する。 2.建物内にあるプラットフォームは表示せず、鉄道の記号を建物線に接着させて表示する。 3.プラットフォームの上屋は、普通無壁舎（図式分類コード30-03）の記号を適用する。	
		25	プラットフォーム上屋	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	プラットフォーム上に建造された雨よけ等の屋根をいう。	
		26	モノレール橋脚	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	モノレールの橋脚をいう。	
		28	鉄道の雪覆い等	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	雪崩又は落石等を防ぐために鉄道上に設置されたものをいう。	
	一般						外周を取得（始終点座標一致）	4	鉄道の雪覆い等は、道路の雪覆い等（図式分類コード22-28）の規定を準用して表示する。								

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	備考																					
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値																								
建築物等	30	01	普通建物	一般 道路 河川			外形 外周を取得（始終点座標一致）		面	E1	3	3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。		31	線	E2	棟割線		32	線	E2	階層線		33	外付階段（縁部）		34	面	E1	外付階段（階段線）		99	線	E2	ポーチ・ひさし		35	面	E1
							中庭線 外周を取得（始終点座標一致）						31				面	E1				棟割線			32	線				E2	階層線					33			
							一般		外形 外周を取得（始終点座標一致）					面	E1	中庭線 外周を取得（始終点座標一致）				31	線	E2	棟割線				32	線	E2		階層線		33						

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建築物等	30	02	堅ろう建物	一般 道路 河川					外形 外周を取得（始終点座標一致）		面	E1							
										31									
									棟割線		32	線	E2						
									階層線		33								
									外付階段（縁部）		34	面	E1	6	鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。階層表示は「特記仕様書」による。				
				外付階段（階段線）	 階段線間隔 1.0 mm	99	線	E2											
				ポーチ・ひさし		35	面	E1											
				外形 外周を取得（始終点座標一致）		31													
				中庭線 外周を取得（始終点座標一致）															
				棟割線															
階層線																			
			33	線	E2														
		一般																	

大分類	中分類	分類コード レイヤ 項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考			
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値		
建築物等	30	03	普通無壁舎	一般 道路 河川				外形 外周を取得（始終点座標一致）		面	E1									
								中庭線 外周を取得（始終点座標一致）	31											
								棟割線	32	線	E2									
								階層線	33											
			外付階段（縁部）	34	面	E1														
			外付階段（階段線） 階段線間隔 1.0 mm	99	線	E2														
			ポーチ・ひさし	35																
			一般							外形 外周を取得（始終点座標一致）		面	E1							
中庭線 外周を取得（始終点座標一致）	31																			
棟割線	32	線								E2										
階層線	33																			

3 側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の建築物で、3階未満のものをいう。

- 2
1. 普通無壁舎とは、側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の構築物で、3階未満のものをいう。
 2. 普通無壁舎は、原則として長辺が図上3.0mm以上のものを表示する。ただし、地域の景況を表すために必要と認められるものは、基準に満たないものであっても表示することができる。
 3. 長辺が図上3.0mm未満のものが多数並んでいる場合は、適宜総描又は修飾して表示する。
 4. 温室は、永続性のある堅固な構造のものを表示する。

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建築物等	30	04	堅ろう無壁舎	一般 道路 河川	一般		外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1	6			ポーチ・ひさし・外付階段は破線（実線1.0mm、白部0.5mm）とする。 鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。					
							中庭線 外周を取得（始終点座標一致）												
							棟割線	32	線	E2									
							階層線												
							外付階段（縁部）	34	面	E1									
							外付階段（階段線） 階段線間隔 1.0 mm												
							ポーチ・ひさし	35	面	E1									
							外形 外周を取得（始終点座標一致）												
中庭線 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1	6															
棟割線							32	線	E2										
階層線	33	線	E2																

大分類	分	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考			
				レイヤ	項目	500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分	データ					レコード	方向	属性数値
建築物等	34	01	門	一般 道路 河川					門柱の外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む。					
					一般				極小 	方向	E6	有					2	門は、石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、図上0.5mm以上の大きさのものを正射影で表示する。		
		02	屋門	一般 道路 河川					建物の中の道路線を取得 	線	E2			3	建物の一部が道路に供されているものをいう。 屋門は、神社・仏閣等における規模の大きなものについて、普通建物(図式分類コード30-01)の記号の内部に、通路に相当する部分の真幅を破線で表示する。					
					一般															
03	たたき	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 内部りん形点は自動発生して表示する	面	E1			3	ガソリンスタンド等、広範囲をコンクリート等で覆われたものをいう。							
04	プール	一般 道路 河川						水部との境を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。						
							説明注記 図郭に対して平行垂直入力 	注記	E7											

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建築物記号等	03	官公署	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	外国公館及び大規模な官公署については、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合又は小規模な官公署で特に記号がないものは、官公署の記号で表示する。				
			河川						記号の表示位置の点情報を取得										
					一般													記号の表示位置の点情報を取得	
	04	裁判所	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	裁判所（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
			河川						記号の表示位置の点情報を取得										
					一般													記号の表示位置の点情報を取得	
	05	検察庁	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	検察庁（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
			河川						記号の表示位置の点情報を取得										
					一般													記号の表示位置の点情報を取得	

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			
建物記号等	07	税務署	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5	4	税務署（国税局を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。					
			河川															
				一般														
	08	税関	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5	4	税関をいう。					
			河川															
	09	郵便局	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5	4	郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。					
			河川															
				一般														
	10	森林管理署	一般道路						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5	4	森林管理署（森林管理局、森林事務所を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。					
			河川															
				一般														

大分類	分類コード	項目 レイヤ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
建築物記号等	35	11	測候所	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置		点	E5		4	測候所をいう。地方気象台等は注記とする。		
				一般道路 河川													
		12	地方整備局事務所	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置		点	E5		4	国の機関（公団を含む）における地方整備局事務所等をいう。		
				一般道路 河川													
		13	出張所	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置		点	E5		4	国の機関（公団を含む）における工事事務所等の出張所をいう。		
				一般道路 河川													
		14	警察署	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置		点	E5		4	警察署をいう。		
				一般道路 河川													
		15	交番	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置		点	E5		4	交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。		
				一般道路 河川													
						一般											

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
建物記号等	16			消防署	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得						点	E5	4	1.消防署及びその出張所等消防器具を装備し消防署員が常時駐在する施設は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。 2.消防分団等で施設が大きいものは記号で表示する。
					河川					記号の表示位置の点情報を取得									
							一般			記号の表示位置の点情報を取得									
	17	35			職業安定所（ハローワーク）	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得					点	E5	4	職業安定所（ハローワーク）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。
						河川					記号の表示位置の点情報を取得								
								一般			記号の表示位置の点情報を取得								
	18				土木事務所	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得					点	E5	4	地方公共団体における土木事務所、工営所等をいう。
						河川					記号の表示位置の点情報を取得								
	19				役場支所及び出張所	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得					点	E5	4	市・特別区・町・村及び指定都市の区の役場、支所及び出張所をいう。 市・特別区・町・村・指定都市の区の役場支所及び出張所は記号で表示する。
						河川					記号の表示位置の点情報を取得								
								一般			記号の表示位置の点情報を取得								

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考			
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値		
建築物記号等	21			神社	一般	道路	河川			記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5		4						
					一般	道路	河川		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5									
							一般														
	35	22			寺院	一般	道路	河川			記号の表示位置の点情報を取得								4	神社・寺院・キリスト教会およびその他神道教会（教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。	
						一般	道路	河川				点	E5								
								一般													
	23			キリスト教会	一般	道路	河川			記号の表示位置の点情報を取得 				4							
					一般	道路	河川		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5									
							一般														

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
建築物記号等	24	学校	一般道路 河川						記号の表示位置の点情報を取得							4	学校は、学校教育法による学校（幼稚園、各種学校は除く）について注記で表示するのを原則とする。 ただし、狭小で注記を表示することが困難な場合又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
			一般道路 河川																挿入位置
					一般														
	35	25	幼稚園・保育園	一般道路 河川						記号の表示位置の点情報を取得						4	幼稚園・保育園は、注記で表示するのを原則とする。ただし、神社、寺院、教会等に併設されたものは記号で表示することができる。		
				一般道路 河川															挿入位置
						一般													
	26	公会堂・公民館	一般道路 河川						記号の表示位置の点情報を取得						4	公会堂・公民館は、規模の大きなものは注記で表示するのを原則とする。ただし、規模の小さいもの又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
			一般道路 河川															挿入位置	
					一般														

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
建築物記号等	35	27	博物館	一般 道路 河川				4.0 博	記号の表示位置の点情報を取得 博 挿入位置		点	E5			4	一般の利用に供されている博物館をいう。			
				一般 道路 河川				2.5 博											
		28	図書館	一般 道路 河川				4.0 図	記号の表示位置の点情報を取得 図 挿入位置		点	E5			4	一般の利用に供されている図書館をいう。			
				一般 道路 河川				2.5 図											
		29	美術館	一般 道路 河川				4.0 美	記号の表示位置の点情報を取得 美 挿入位置		点	E5			4	一般の利用に供されている美術館をいう。			
				一般 道路 河川				2.5 美											
	31	保健所	一般 道路 河川				4.0 保	記号の表示位置の点情報を取得 保 挿入位置		点	E5			4	保健所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
			一般 道路 河川				2.5 保												
				一般															

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
建築物記号等	32	病院	一般道路河川						記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	<ul style="list-style-type: none"> 1.病院とは、医療法に基づく病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所をいう。 2.医療法に基づく病院及び規模の大きな療養所は、注記で表示することを原則とする。 3.前項において市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合及び規模の大きい診療所は記号で表示する。 			
			一般道路河川						記号の表示位置の点情報を取得 									
					一般													
	34	銀行	一般道路河川						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。			
			一般道路河川						記号の表示位置の点情報を取得									
					一般													
	36	協同組合	一般道路河川						記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合）をいう。			
			一般道路河川						記号の表示位置の点情報を取得									
					一般													

大分類	分	分	分類	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考			
							500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値		
																					コード	番号
建築物記号等	35	39	デパート	一般道路					4.0	百	記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5		4	デパート（スーパーマーケットを含む）をいう。						
				河川					2.5	百												
		45	倉庫	一般道路					1.5	1.0	2.7	4.0	1.5	1.5	1.0	1.35	1.35	記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5	4	<p>専用に使用されているものについて表示する。大規模なものは注記する。</p> <p>倉庫は、専用に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。</p>
				河川						1.0	0.7	1.8	2.7	1.0	0.7	0.9	0.9					
						一般																
		46	火薬庫	一般道路					0.5	3.0	3.0		1.5	1.5	記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5	4	<p>専用に使用されているものについて表示する。大規模なものは注記する。</p> <p>火薬庫は、専用に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。</p>			
	河川								0.3	1.8	1.8		0.9	0.9								
					一般																	
	48	工場	一般道路					2.5	4.0			記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5	4	工場をいう。						
			河川						1.5	2.5												
					一般																	

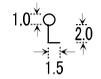
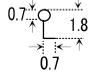
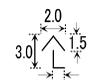
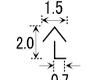
大分類	中分類	分類コード	項目目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建築物記号等	35	49	発電所	一般 道路					記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5		4	発電所をいう。				
				河川															
				一般 道路															
				河川															
		50	変電所	一般 道路					記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5		4	図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。 1. 変電所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。 2. 変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。				
				河川															
				一般															
				河川															
		52	浄水場	一般 道路					記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5		4	浄水場をいう。				
				河川															
		53	揚水機場	河川					記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5		4	揚水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。				
				河川															

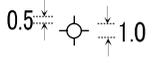
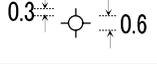
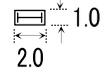
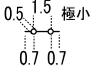
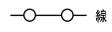
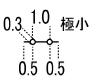
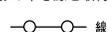
大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
建築物記号等	35			揚・排水機場	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	揚・排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。		
					河川					記号の表示位置の点情報を取得								
							一般			記号の表示位置の点情報を取得								
					一般道路					記号の表示位置の点情報を取得								
					河川					記号の表示位置の点情報を取得								
							一般			記号の表示位置の点情報を取得								
					排水機場	河川				記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。		
					河川				記号の表示位置の点情報を取得									
					公衆便所	一般道路			W.C. $\times 2.0$ $\times 4.0$	記号の表示位置の点情報を取得	W.C. 挿入位置	点	E5		4	公共のために供することを目的に作られたものをいう。		
					河川			W.C. $\times 1.5$ $\times 3.0$	記号の表示位置の点情報を取得									
					ガソリンスタンド	一般道路				記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	ガソリンスタンド（ガススタンド等を含む）をいう。		
					一般				記号の表示位置の点情報を取得	ガソリンスタンド（ガススタンド等を含む）は、原則としてすべて記号で表示する。								

大分類	中分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
小公共施設	41	01	マンホール（未分類）	一般道路 河川					蓋の外周を取得（始終点座標一致） 	面円	E1 E3			3	共同溝、ガス、電気、電話、下水、上水以外のマンホール及び分類の必要のない場合に用いる。				
									極小 点位置情報を取得 									点	E5
		11	マンホール（共同溝）	一般道路 河川					蓋の外周を取得（始終点座標一致） 	面円	E1 E3				3	共同溝のマンホールをいう。			
									極小 点位置情報を取得 										点
		19	有線柱	一般道路 河川					柱の位置と架線の方向を取得 	点方向	E5 E6	有			3	電話柱、電力柱を除く有線柱をいう。			
									架線が無い場合は点で取得 										
21	マンホール（ガス）	一般道路 河川	道路				蓋の外周を取得（始終点座標一致） 	面円	E1 E3				3	ガス施設のマンホールをいう。					
							極小 点位置情報を取得 										点	E5	
31	マンホール（電話）	一般道路 河川	道路				蓋の外周を取得（始終点座標一致） 	面円	E1 E3				3	電話施設のマンホールをいう。					
							極小 点位置情報を取得 										点	E5	
32	電話柱	一般道路 河川					柱の位置と架線の方向を取得 	点方向	E5 E6	有			3	電話線を支える柱をいう。					
							架線が無い場合は点で取得 												

大分類	中分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
小	公	41	41	マンホール（電気）	一般	道路	河川			蓋の外周を取得（始終点座標一致）		面	E1 E3			3	電力施設のマンホールをいう。		
				極小	点位置情報を取得	点	E5												
				42	電力柱	一般	道路	河川			柱の位置と架線の方向を取得		点	E5 E6	有	3	電力線を支える柱をいい、電話線が架設されているものを含む。		
					架線が無い場合は点で取得	方向													
41	51	マンホール（下水）	一般	道路	河川			蓋の外周を取得（始終点座標一致）		面	E1 E3			3	下水道施設のマンホールをいう。				
		極小	点位置情報を取得	点	E5														
61	61	マンホール（水道）	一般	道路	河川			蓋の外周を取得（始終点座標一致）		面	E1 E3			3	上水道施設のマンホールをいう。				
		極小	点位置情報を取得	点	E5														

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
その他 の 小 物 体	42		01	墓碑	一般 道路 河川				台座があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1				3	独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合に 表示する。			
					一般			記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			1.墓碑は、独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合に 表示する。 2.短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面 (図式分類コード61-01)又は被覆(図式分類コード61-10)等の記号を適用して 表示し、該当する位置に記号を表示する。 3.数個がまとめて存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に 表示する。 4.墓碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物 として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が 墓碑の場合は、当該記号で表示する。 5.記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。						
				一般 道路 河川			台座があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	記念碑のうち主要なものをいう。						
				一般			記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5					1.記念碑は、規模が大きなものを表示する。 2.短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面 (図式分類コード61-01)又は被覆(図式分類コード61-10)等の記号を適用して 表示し、該当する位置に記号を表示する。 3.数個がまとめて存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に 表示する。 4.記念碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物 として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が 記念碑の場合は、当該記号で表示する。 5.記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。					

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考			
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値							
					一般		一般			一般		一般		一般						一般		
小分類	42	03	立像	一般道路 河川					 <p>台座があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致)</p>  <p>記号の表示位置の点情報を取得</p>	面	E1			3	銅像、石像等で主要なものをいう。							
				一般					 <p>挿入位置</p>	点	E5											
小分類	42	04	路傍祠	一般道路 河川					 <p>台座があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致)</p>  <p>記号の表示位置の点情報を取得</p>	面	E1			3	特に著名なもの又は好目標になるものをいう。							
				一般					 <p>挿入位置</p>	点	E5											

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
その他小物体	42			05 灯ろう	一般道路 河川				0.5		台座があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1		3	灯ろうのうち主要なものをいう。		
					一般			0.3		記号の表示位置の点情報を取得		点	E5						
				06 狛犬	一般道路 河川				2.0		台座があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1		3	狛犬のうち主要なものをいう。		
					一般					位置の点情報と向きを取得		方向	E6	有					
				07 鳥居	一般道路 河川			極小	0.5		脚は外周を取得 横線は、射影の中心線を取得		線	E2		3	神社の参道等に建造されている門状の建造物をいう。		
									0.7		極小 中央位置の点と方向を取得		方向	E6	有				
一般			極小		0.3		脚は外周を取得 横線は、射影の中心線を取得		線	E2		3	1.鳥居は、脚の位置を主柱の真位置とし、正射影の方向に一致させて表示する。ただし、極小の記号に満たないものは、極小の記号で表示する。 2.鳥居が連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。						
					0.5		極小 中央位置の点と方向を取得		方向	E6	有								

大分類	中分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
		レイヤ	項目目次		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
その他 小物体	42	11	官民境界杭	(道路) (河川)						位置の点情報を取得 		点	E5			3	公有地と私有地を区別するために設置された杭をいう。「製品仕様書」による。		
		15	消火栓	一般道路 河川	道路 河川					位置の点情報を取得 		点	E5			3	消防用に設置された水道栓のうち平面状のものをいう。		
		16	消火栓 立型	一般道路 河川	道路 河川					位置の点情報を取得 		点	E5			3	消火栓のうち地上に突出した形状のものをいう。		
		17	地下換気孔	一般道路 河川						真形 外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1			3	地下通路（地下鉄を含む）の換気用に設けられた換気孔をいう。		
									記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5							
				19	坑 口	一般道路 河川			一般		真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1		3	3	1.坑口は、鉱坑の入口及び河川が地下に入出する部分に表示する。ただし、一条河川が道路又は鉄道と交差する部分における坑口の記号は表示しない。 2.坑口の記号は、正射影を表示する。ただし、正射影の幅が図上1.5mm未満の場合は、極小の記号を正射影の方向と一致させて6号線で表示する。	
							真形 坑口部分の外周を取得 		線	E2									
								極小 中央位置の点と方向を取得 		方向	E6	有			6				
								真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1								
								真形 坑口部分の外周を取得 		線	E2								
								極小 中央位置の点と方向を取得 		方向	E6	有							

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
その他の小物体	42	21 独立樹（広葉樹）	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得							3	1. 独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものを表示する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
				一般					点	E5							
		22 独立樹（針葉樹）	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得							3	1. 独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものを表示する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
				一般					点	E5							
		23 噴水	一般 道路 河川					真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)		面	E1				3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。	
								極小 記号の表示位置の点情報を取得		点	E5						
	24 井戸	一般 道路 河川					真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)		面	E1				3	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。		
							極小 記号の表示位置の点情報を取得		点	E5							
	25 油井・ガス井	一般 道路 河川					真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)		面	E1				3	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。 油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。		
							極小 記号の表示位置の点情報を取得		点	E5							
					一般												

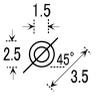
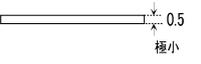
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
42	その 他 の 小 物 体			26	貯水槽	一般 道路 河川					真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	水を利用するために蓄えた貯水槽をいう。		
				極小 記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5													
				27	肥料槽	一般 道路 河川					真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	肥料を蓄えるために建造されたものをいう。		
				28	起重機	一般 道路 河川					真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	常設されたものをいう。		
						一般					極小 記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			3	1.起重機は、常設され規模の大きいものを表示する。 ただし、多数集合しているものについては、景況を表現するよう適宜省略する。 2.軌道等で移動する起重機は、その移動範囲の中央に記号を表示し、その範囲が図上おおむね2.0cm以上のものは、移動範囲に区域界(図式分類コード62-01)の記号を適用する。		

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考			
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値		
																		レイヤ	項目
42	31	タンク	一般 道路 河川				真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	円	E1 E3			3	水、油、ガス、飼料等を貯蔵するために地上に設置されたタンクをいう。 石油、ガス等のタンクは、直径が図上2.0mm以上のものについてその正射影を表示する。ただし、直径が2.0mm未満であっても、多数が集合している場合には、景況を表現するよう極小の記号で表示する。					
							極小 記号の表示位置の点情報を取得									点	E5		
			一般				真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	円	E1 E3			3						
							極小 記号の表示位置の点情報を取得									点	E5		
			32	給水塔	一般 道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)	面		E1					3	塔の上に水槽を設置したものをいう。	
									記号表示位置を点情報で取得										
33	火の見	一般 道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)	面		E1			3	火の見櫓及び簡易火の見（棒状）をいう。						
						記号表示位置を点情報で取得									点	E5			

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点数	備考
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
42	34	煙突	一般 道路 河川					真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	規模が大きく目標となるものをいう。				
					記号表示位置を点情報で取得 	点	E5											
			一般				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	1.煙突は、規模が大きなものについて表示する。 2.煙突が建物と離れて単独に存在し、その基部の大きさが、図上1.2mm以上のものは、基部の正射影を描き、その中央に記号を表示する。					
			記号表示位置を点情報で取得 	点	E5													
		35	高塔	一般 道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面 円	E1 E3		有	3	特に高くそびえている工作物のうち、教会の鐘樓、展望台等記号が定められていないものをいう。 1.高塔は、特に高くそびえている工作物のうち、送電線の鉄塔、教会の鐘樓、展望台、独立した給水塔等記号が定められていないものを表示する。 2.高塔は、基部の正射影を表示する。ただし、図上1.0mm未満の場合は、極小の記号を図郭下辺に平行に表示する。				
					一般		ティック部は自動発生して表示する 	点								E6		
	36	電波塔	一般 道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	テレビ、ラジオ、無線電等の送受信を目的に構築されたものをいう。					
				一般		記号表示位置を点情報で取得 	点								E5	1.電波塔は、テレビ、ラジオ、無線電等の送受信を目的に構築されたものを表示する。 2.基部の大きさが図上1.2mm以上のものは、基部の正射影に高塔(図式分類コード42-35)の記号を適用し、その中央に電波塔の記号を表示する。		

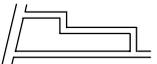
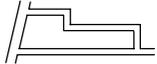
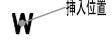
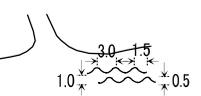
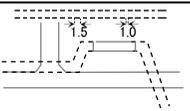
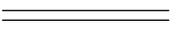
大分類	小分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
				照明灯	一般道路	道路				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			3	照明用のために作られたものをいう。			
				防犯灯	一般道路	道路				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			3	街路等に設置された専用柱を持つものをいう。			
42	その他の小物体			灯台	一般道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	航路標識のうち、灯台をいい、灯火装置のある部分を表示する。				
								記号表示位置を点情報で取得 	点	E5									
				一般					真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	1. 灯台は原則としてすべて表示する。 2. 基部の大きさが図上3.0mm以上の場合、基部の正射影を表示し、記号の中心と灯台の中心とを一致させて表示する。 3. 航空用灯台は、記号に(空)の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。				
								記号表示位置を点情報で取得 	点	E5									
				航空灯台	一般道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	航空機が位置の確認を行えるように一定の信号電波を発する施設をいう。				
							記号表示位置を点情報で取得 	点	E5										
				灯標	一般道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	灯標は、航路標識のうち、灯標、灯柱及び導標について、固定された規模の大きなものを表示する。				
			一般								記号表示位置を点情報で取得 						点	E5	

大分類	小分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
42	その他の小物体	45	ヘリポート	一般 道路 河川				真形 標識線の外周を取得 (始終点座標一致)	円	E3			3	ヘリコプターの離着陸のための施設で、常設のものをいう。				
								極小 中央位置を点情報で取得									点	E5
		51	水位観測所	道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	水位観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。				
								極小 中央位置を点情報で取得									点	E5
		52	流量観測所	道路 河川	一般			真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	流量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。				
極小 中央位置を点情報で取得	点							E5										
53		雨量観測所	道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1			3	雨量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。				
	極小 中央位置を点情報で取得						点	E5										
54	水質観測所	道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)			面	E1			3	水質観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。				
						極小 中央位置を点情報で取得	点	E5										

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
その他の小物体	42	55	波浪観測所	一般 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	波浪観測所をいい、注記を原則とする。					
								極小 中央位置を点情報で取得									点	E5	
		56	風向・風速観測所	一般 道路 河川				真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	風向・風速観測所をいい、注記を原則とする。					
								極小 中央位置を点情報で取得									点	E5	
		61	輸送管(地上)	一般 道路 河川	一般			外周を取得(始終点座標一致)	面	E1			3	水、油、ガス、ガソリン等を輸送する管で目標になるものをいう。大規模な輸送管はその内容によって(水)、(油)等の注記を添えて表示する。					
								外周を取得(始終点座標一致)									2	1.輸送管は、水、油、ガス、ガソリン等を輸送するものでその直径が50cm以上、長さが図上おおむね2.0mm以上のものを地上及び空間(地上1.0m以上を標準とする)に区分して表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、重要なものについては表示することができる。 2.輸送管は、正射影の方向に一致させて表示する。 3.大規模な輸送管は、その内容物によって(水)又は(油)等の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。 4.輸送管の地下の部は表示しない。	

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
その他の小物体	42	62	輸送管(空間)	一般 道路 河川					47	面	E1	有	3	地上1.0 m以上の高さに設置された輸送管をいう。					
																	線	E2	
	62	輸送管(空間)	一般				面	E1	有	2	<ul style="list-style-type: none"> 1.輸送管は、水、油、ガス、ガソリン等を輸送するものでその直径が50cm以上、長さが図上おおむね2.0mm以上のものを地上及び空間(地上1.0m以上を標準とする)に区分して表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、重要なものについては表示することができる。 2.輸送管は、正射影の方向に一致させて表示する。 3.大規模な輸送管は、その内容物によって(水)又は(油)等の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。 4.輸送管の地下の部は表示しない。 								
												線	E2	3	おおむね20 k v以上の高圧電流を送電するものをいう。				
65	送電線	一般				線	E2	2	<ul style="list-style-type: none"> 1.送電線は、おおむね20kV以上の高圧電流を送電するものについて表示するのを原則とする。ただし、地中にある部分は表示しない。 2.送電線は正射影の方向に一致させて表示する。 3.送電線の鉄塔は、高塔(図式分類コード42-35)の記号を適用し、木柱及びコンクリート柱は表示しない。 										
										線	E2	2	<ul style="list-style-type: none"> 1.送電線は、おおむね20kV以上の高圧電流を送電するものについて表示するのを原則とする。ただし、地中にある部分は表示しない。 2.送電線は正射影の方向に一致させて表示する。 3.送電線の鉄塔は、高塔(図式分類コード42-35)の記号を適用し、木柱及びコンクリート柱は表示しない。 						

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水 部 等	51			河川	一般 道路 河川				界線を取得		線	E2			3	<p>平水時における河川の水涯線をいう。河川の景況に影響を与えない小凹凸は適宜総合又は省略することができる。</p> <p>1. 水涯線は、河川、湖池等の水涯線及び海岸線の正射影を表示する。ただし、水部の景況に影響を与えない小凹凸は、適宜総描若しくは省略することができる。地下の部は表示しない。</p> <p>2. 河川は、平水時において流水部の幅が図上0.4mm以上のものを表示する。ただし、主要な河川等においては、流水部の幅が図上0.4mm未満であっても表示することができる。</p> <p>3. 湖池等とは、湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む。）をいい、図上おおむね2.0mm平方以上のものを表示する。湖池等は固有名で注記するを原則とし、プール等狭小で注記することが困難な場合は、「W」の記号（図式分類コード51-05）を添えて表示する。</p> <p>4. 海岸線は、満潮時における海岸の水涯線の正射影を表示する。</p>	○		
				水涯線 (河川) (湖池等) (海岸線)	一般		界線を取得												
				細流	一般 道路 河川			中心線を取得											
				一条河川		一般		中心線を取得											
				かれ川	一般 道路 河川			範囲を示す線線を取得											
					一般			範囲を示す線線を取得											

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部等	51	04 用水路	一般道路 河川					界線を取得 		線	E2			3	流水部の幅が図上0.4mm以上の用水路を表示する。		
		05 湖池	一般道路 河川	一般			界線を取得 		線	E2				3	湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む）の水涯線をいい、河川の表示法に従って表示する。注記されないものには「W」記号を添える。		
							図郭に対して平行垂直入力 		点	E5			3				
		06 海岸線	一般道路 河川				界線を取得 		線	E2				3	満潮時における海岸の水涯線をいい、河川の表示法に従って表示する。図上海部として識別し難い場所においては記号を表示する。		
							記号表示位置を取得 		点	E5							
07 水路 地下部	一般道路 河川					地下水路線線を取得 		線	E2			3	河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。				
11 低位水涯線（干潟線）	一般道路 河川					界線を取得 		線	E2			3	低潮位において、海面上に表れる砂泥地における海水部との境をいう。				

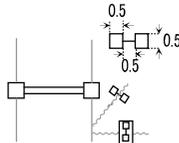
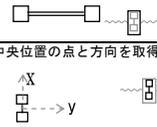
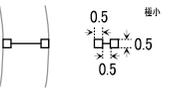
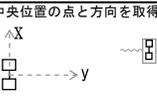
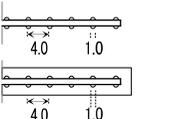
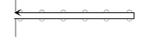
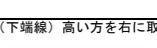
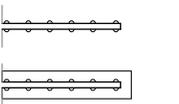
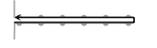
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に 関する 構造物	52	02	棧橋(鉄、コンクリート)	一般 道路 河川					海側を右に外周を取得		線	E2	有	4	船舶の乗降用に水部に突出した形状のもので、鉄製又はコンクリート製のものをいう。				
				一般				被覆(図式分類コード61-10)参照	—	—			—	—	—	1. 棧橋は、その射影の幅が図上0.4mm以上で、長さが図上4.0mm以上のものを表示する。 2. 棧橋(鉄・コンクリート)は、その射影により被覆(小)(図式分類コード61-10)の記号を適用する。			
		03	棧橋(木)	一般 道路 河川					外周を取得		線	E2		4	棧橋のうち、木製のものをいう。				
				一般				外周を取得		線	E2			4	棧橋は、その射影の幅が図上0.4mm以上で、長さが上4.0mm以上のものを表示する。				
		04	棧橋(浮き)	一般 道路 河川				外周を取得		線	E2			4	棧橋のうち、水底に固定されていないものをいう。				
						図郭に対して平行垂直入力 (浮) 挿入位置	点	E5			3								
11	防波堤	一般 道路 河川	一般					直ヒ 低い方を右に取得						4	波浪を制御する堤防、埠頭、海岸浸食を防ぐ突堤等をいう。				
								射影部(上端線) 低い方を右に取得		11	線	E2	有						
								射影部(下端線) 高い方を右に取得		12									
								被覆(図式分類コード61-10)参照 透過水制(図式分類コード52-32)参照						—	防波堤は、その規模、景況等により被覆(図式分類コード61-10)又は透過水制(図式分類コード52-32)の記号を適用する。ただし、その頂の幅が図上0.2mm未満の場合は0.2mmで表示する。				

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に関する構造物	52	12 護岸 被覆	一般	道路	河川		直ヒ 低い方を右に取得 	11	線	E2	有	4	浸食を防ぐために、水際を固めたものをいう。	○			
		射影部（上端線）低い方を右に取得 	射影部（下端線）高い方を右に取得 														
		13 護岸 杭（消波ブロック）	一般	道路	河川		外周を取得 	線	E2			4	波を弱めるために、水中から水上にかけて規則的に置かれた構造物の集合体をいう。				
		説明注記 線状に入力 消波ブロック	注記	E7			3										
14 護岸 捨石	一般	道路	河川		外周を取得 	線	E2			4	水勢をそぐために、水中に投げ入れられた石をいう。						
説明注記 線状に入力 捨石	注記	E7			3												
19 坑口 トンネル	一般	道路	河川		真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	水路が地下に出入りする部分をいう。						
真形 坑口部分の外周を取得 	線	E2															
極小 中央位置の点と方向を取得 	方向	E6	有														

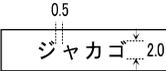
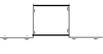
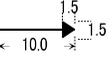
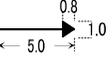
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水 部 に 関 する 構 造 物	52	21	渡船発着所	一般 道路 河川					表示位置の点と方向を取得						3			<ul style="list-style-type: none"> 1. 渡船発着所は、定期的に入又は車両を運搬する船舶の発着所及び遊覧船の発着所に適用し、著名なもの又は規模の大きなものは注記を添えて表示するのを原則とする。 2. 発着地点に棧橋がある場合は、進行方向に記号の先端を向けて表示する。 3. 発着地点に棧橋がない場合は、河川においては記号の先端を上流に向けて岸に平行に表示し、湖池等においては記号が倒立しないように表示する。 4. 河川の幅が狭小な場合は、その中央に記号を表示する。 	
				一般					方向	E6	有		2						
		22	船揚場	一般 道路 河川				真形 外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			4	3	船の陸揚げ等を行うための構造物をいう。			
					説明注記 線状に入力	船揚場	注記	E7											
		—	ダム	一般				被覆（図式分類コード61-10）参照 人工斜面（図式分類コード61-01）参照						—			<ul style="list-style-type: none"> 1. ダムとは、洪水の調整、発電、上水道、農工業等のための各種用水の貯水を目的として設けられた工作物をいい、砂防ダムを含むものとする。 2. ダムは、その形態により被覆（図式分類コード61-10）及び人工斜面（図式分類コード61-01）の記号を適用する。 		

大分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
	レイヤ	項目データ		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に関する構造物	52	26	滝			一般 道路 河川		真形（上流部）低い方を右に取得	11	線	E2	有	4	地形的段差により流水が急激に落下する場所をいう。				
								真形（下流部）高い方を右に取得	12									
								極小 中央位置の点と方向を取得		方向	E6	有						
								真形（上流部）	11	線	E2	4					1. 滝とは、流水が急激に落下する場所をいい、高さがおおむね3.0m以上のものを表示する。 2. 滝は、上端は河川を横断して4号線で描き、射影部は下流側に直径0.3mmの小円形をりん形に描いて表示する。 3. 滝の幅が図上0.8mm未満のものは、極小の記号で表示する。	
								真形（下流部）	12									
								極小 中央位置の点と方向を取得		方向	E6							

大分類	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
	レイヤ	項目データ		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に 関する 構造物	52	27	せき	一般 道路 河川				真形（水通し上流部）中心線を取得	11	線	E2			4	流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表示する。			
								真形（水通し下流部）中心線を取得	12									
								真形（非越流部）外周を取得	99									
								極小 中央位置の点情報と方向を取得		方向	E6	有						
				一般				真形（上流部）中心線を取得	11	線	E2			4		1. せきとは、流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表示する。 2. せきのうち、常時水面上にある部分は、その正射影を実線で表示し、常時溢流する部分は、破線を上流側に描いて表示する。		
								真形（下流部）中心線を取得	12									
極小 中央位置の点情報と方向を取得		方向	E6					有										

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に 関する 構造物	28	水	門	一般 道路 河川					 <p>両側の構造物 外周を取得(始終点座標一致) 仕切り部:幅がある場合:両側を取得 幅がない場合:中心線を取得</p> <p>極小 中央位置の点と方向を取得</p> 	線	E2				4	取排水、水量調節等のために設けられた工作物をいう。ドックは入口に水門記号を表示する。			
				一般				 <p>極小</p> <p>極小 中央位置の点と方向を取得</p> 	線	E2				4	1. 水門とは、取排水、水量調節等のために設けられた工作物をいい、正射影を表示する。ただし、極小の記号に満たないものは、極小の記号で表示する。 2. ドックは次の例に準じて入口に水門記号を表示する。				
	31	不透過水制	一般 道路 河川				 <p>直ヒ 低い方を右に取得</p>  <p>射影部(上端線) 低い方を右に取得</p>  <p>射影部(下端線) 高い方を右に取得</p> 	11	線	E2				4	流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。				
			一般				 <p>被覆(図式分類コード61-10)参照</p> 							—	1. 水制とは、流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいい、平水時に水面上に露出し、その長さが図上おおむね4.0mm以上のものについて、表示する。 2. 不透過水制は、被覆(図式分類コード61-10)の記号を適用する。ただし、その頂部の幅が図上0.2mm未満のものは、0.2mmとして表示する。				

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に 関する 構築物	52			32	透過水制	一般 道路 河川				真形 外周を取得 (始終点座標一致)						4	流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいう。その構造によって不透水制と透過水制に区分する。 1. 水制とは、流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいい、平水時に水面上に露出し、その長さが図上おおむね4.0mm以上のものについて、表示する。 2. 透過水制は、護岸のためのブロック、防波堤及び流水を制御するための杭・捨石を表示する。 3. 透過水制の記号は、その区域の広さに応じて直径0.5mmの円を1.0mm間隔にりん形に配置して表示する。ただし、その幅が図上1.0mm未満の場合は、1.0mmとして表示する。		
					一般				真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1								
				33	水制水面下	(河川)				真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	水制の水面に隠れた部分について表示する。「製品仕様書」による。			
				35	根 固	一般 道路 河川				真形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1			4	護岸のための工作物で景況に従って表示する。長いものは中間を省略することができる。		
										説明注記 線状に入力	注記	E7	3						
36	床固 陸部	一般 道路 河川				真形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1			4	護岸のための工作物で景況に従って表示する。長いものは中間を省略することができる。						
説明注記 線状に入力	注記	E7	3																
37	床固 水面下	一般 道路 河川				真形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1			3							
説明注記 線状に入力	注記	E7	3																

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
					ジャカゴ		ジャカゴ			面	注記	面	方向	有					
水部に 関する 構造物	52	38	蛇籠	一般 道路 河川		一般		真形 外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			4	長いものは中間を省略することができる。				
								説明注記 線状に入力		注記	E7			3					
		39	敷石斜坂	一般 道路 河川	一般		外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	漁港等における敷石斜坂は、外周の正射影を表示する。					
		41	流水方向	一般 道路 河川			表示位置の点と方向を取得		方向	E6	有		6	1. 流水方向は、河川の流水方向が図上で容易に識別できない場合に表示する。 2. 流水方向の記号は、川幅が広い場合は河川の中央部に、川幅が狭く記号が入らない場合は、河川の記号を間断して表示する。					
				一般															
		55	距離標	河川			記号 表示位置の点情報を取得		点	E5			3	河口又は河川の合流点から、100m又は200mごとに河岸に設置する標識をいう。					
56	量水標	河川			記号 表示位置の点情報を取得		点	E5			3	河川の水位の観測に用いる標識をいう。							

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
土地利用等	61	01 人工斜面	一般道路 河川					上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示 下端線 高い方を右に取得 	11	線	E2	有	3	盛土部及び切土により人工的に作られた急斜面（道路、鉄道等の盛土部及び切土部、造成地の急斜面等）をいう。頂部を実線で、傾斜部分は長ケバと短ケバを交互に射影の1/2間隔に表示する。長ケバの長さは射影幅、短ケバの長さは射影幅の1/2とする長いものは最小1.0mm最大10.0mmとし中間を省略することができる。	○	
			一般		上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示する 下端線 高い方を右に取得 	11	12	2	1.人工斜面とは、盛土及び切土により人工的に作られた急斜面（道路、鉄道等の盛土部及び切土部、土堤土圍、ダム、造成地の急斜面等）をいい、原則として斜面の傾斜が2/3以上、高さが1.5m以上であって長さが図上1.0cm以上のものについて表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、地域の景況を表す必要があると認められるものについては表示することができる。 2.土砂採取場等の変化する急斜面は、土がけ（図式分類コード72-01）又は岩がけ（図式分類コード72-11）の記号を適用する。 3.正射影の幅が図上0.5mm未満のものは省略することができる。 4.人工斜面は、頂部を実線で表示し、傾斜部分は長ケバと短ケバを交互に射影の1/2間隔で表示する。長ケバの長さは射影幅、短ケバの長さは射影幅の1/2とする。 5.斜面の頂部が道路線の場合は、道路線をもって頂部を兼ねさせる。							
		02 土堤	一般道路 河川					上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示 下端線 高い方を右に取得 	11	線	E2	有	3	被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいう。長いものは中間を省略することができる。ケバの長さは最小1.0mm最大10.0mmとし表示する。	○	
			一般				2	土堤等とは、被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいい、人工斜面（図式分類コード61-01）の記号で表現できない形状のものについて表示する。								
		03 表法肩の法線	河川					法線を取得 		線	E2		3	河川法第3条第2項の河川管理施設である堤防の表法肩の法線をいう。		

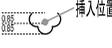
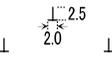
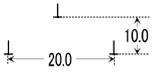
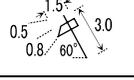
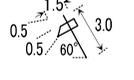
大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	備考				
			レイヤ	項目データ	500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			方向	属性数値	適用	端点一致
土地利用等	61	10 被覆	一般				直ヒ 低い方を右に取得	11	線	E2	有		4	<p>1.被覆とは、道路、河岸、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート、石積等の堅ろうな工作物をいい、その高さが1.5m以上、長さが図上1.0cm以上のものを表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、周囲の景況により必要と認められるものについては表示することができる。</p> <p>2.被覆は、上縁を4号線、他を2号線で描き、上縁の線には直径0.4mmの半円を2.0mm間隔に付す。また、その内部に直径0.3mmの円点を上縁より1.5mm間隔に表示する。この場合、円点は下縁から0.2mm以上離すものとする。この表示を被覆(大)という。ただし、幅が図上0.6mm以上1.0mmまでのものは、円点を表示しない。</p> <p>3.前項で、図上0.4mm未満のものは、被覆(小)の記号で表示する。</p>					
		射影部(上端線)低い方を右に取得					射影部(下端線)高い方を右に取得												
		内部りん形点は自動発生して表示する																	
	11 コンクリート被覆	一般 道路 河川				直ヒ 低い方を右に取得	11	線	E2	有		3	<p>道路河岸、海岸等の斜面を保護するための堅ろうな工作物のうち、コンクリート製のものをいう。周線を描き、上縁の線に半円を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。</p>	○					
射影部(上端線)低い方を右に取得	射影部(下端線)高い方を右に取得																		
内部りん形点は自動発生して表示																			
	12 ブロック被覆	一般 道路 河川				直ヒ 低い方を右に取得	11	線	E2	有		3	<p>斜面又は側面を保護するためのブロック製の被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。周線を描き、上縁の線に四角を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。</p>	○					
射影部(上端線)低い方を右に取得	射影部(下端線)高い方を右に取得																		
内部りん形点は自動発生して表示																			

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
土地利用等	61			13	石積被覆			一般 道路 河川		直ヒ 低い方を右に取得 	11	線	E2	有	3	斜面又は側面を保護するための石積みの被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。	○		
				射影部（上端線）低い方を右に取得 内部りん形点は自動発生して表示 射影部（下端線）高い方を右に取得 															
				21	法面保護（網）			一般 道路 河川		真形 外周を取得（始終点座標一致） 内部りん形点は自動発生して表示	面	E1		3					盛土又は切土部の法面を網で覆っているものをいう。
				22	法面保護（モルタル）			一般 道路 河川		真形 外周を取得（始終点座標一致） 内部りん形点は自動発生して表示	面	E1		3					モルタルで法面を覆っているものをいう。
23	法面保護（コンクリート樹）			一般 道路 河川		真形 外周を取得（始終点座標一致） 内部りん形点は自動発生して表示	面	E1		3	コンクリート樹で法面を覆っているものをいう。								

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点数	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
					一般														
土地利用等	61		さく(未分類)	一般 道路 河川					中心を取得							3	建物及び敷地の周辺を区画するための生け垣、鉄さく等の工作物をいう。		
			かき				一般				線	E2				4	1. かきとは、建物及び敷地の周辺を区画するためのトタンペイ、生かき、鉄さく等の工作物をいい、高さがおおむね1.5m以上、長さが図上おおむね1.0cm以上のものを表示する。 2. 前号において、建物が密集し表示することが困難な場合には、省略することができる。		
			落下防止さく	一般 道路 河川					中心を取得								3	さくの構造、材質に関わらず落石を遮ることを目的に設置されたものをいう。	
			防護さく	一般 道路 河川					ガードレール 道路を左に見て中心を取得		26		有				3	防護さくをいう。(ガードレール、ガードパイプ)	
									両端の被開部は自動発生して表示する ガードパイプ 中心を取得		27								
			遮光さく	一般 道路 河川					中心を取得									3	光を遮ることを目的として設置されたさくをいう。
	鉄さく	一般 道路 河川					中心を取得									3	金属製のさくをいう。		

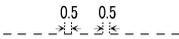
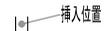
大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
土地利用等	61			36	生垣	一般道路河川				中心を取得		線	E2			3	生垣、竹垣等をいう。	
				37	土囲	一般道路河川				中心を取得		線	E2			3	盛土による構囲をいう。	
				40	へい(未分類)	一般道路河川				内側を右にみて中心を取得		線	E2	有	4	1.へいとは、建物及び敷地の周辺を区画するためのついで及び石、コンクリート等で作られた堅ろうな工作物をいい、高さがおおむね2.0m以上、長さが図上おおむね4.0cm以上のものを表示する。 2.へいのうち、高さがおおむね2.0m未満、長さが図上おおむね4.0cm未満のものはかき(図式分類コード61-30)の記号により表示する。		
					へい	一般		内側を右にみて中心を取得										
				41	堅ろうへい	一般道路河川					内側を右にみて中心を取得		線	E2	有	6	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた堅ろうな圍壁をいう。	
											中心を取得							46
				42	簡易へい	一般道路河川					内側を右にみて中心を取得		線	E2	有	3	板、トタン等で作られた圍壁をいう。	
											中心を取得							46

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点数	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
土地 利用 等	62		01	区域界	一般 道路 河川					界線を取得		線	E2			3	区域界は、場地等のうち特に他の地区と区別する必要のある場合で、その区域が地物線で表示できない場合に適用する。		
						一般 道路 河川													2
							一般												
					11	空地	一般 道路 河川			記号表示位置を点情報で取得 (空) 挿入位置	点	E5			3	特に定められた記号のない場をいい、建物密集地の必要な部分に表示する。			
					12	駐車場	一般 道路 河川			記号表示位置を点情報で取得 (駐) 挿入位置	点	E5			3	車両の駐車のための場地で一般に利用可能なもの、月極駐車場等のおおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。立体駐車場は建物に記号を表示する。			
								一般		記号表示位置を点情報で取得 (P) 挿入位置								4	1. 駐車場は、一般車が利用可能なもの及び月極駐車場等で、おおむね図上4.0mm x 4.0mm以上のものを表示する。 2. 駐車場は、その区域を地物線等で表示できない場合は、区域界(図式分類コード62-01)の記号により外周を表示し、その内部に駐車場の記号を表示する。 3. 立体駐車場で大規模なものは、建物の内部に記号を表示する。また、タワー状で駐車場の記号が建物の記号の内部に入らない場合は指示点を付し記号を表示する。 4. 公共施設、工場及び店舗等の敷地内にある駐車場は表示しない。
13	花壇	一般 道路 河川			記号表示位置を点情報で取得 (花) 挿入位置	点	E5			3	公園、広場等で鑑賞のために花を植えてある場所をいう。								

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
土地 利用 等	62	園庭	一般 道路 河川					記号表示位置を点情報で取得						3	庭園、公園、宅地、道路の分離帯、工場等の周辺にある鑑賞あるいは隠ぺいのため栽培する灌木の集合しているところをいう。 園庭とは、庭園、公園、宅地、道路の分離帯及び工場等の周辺にある鑑賞あるいは隠ぺいのため栽培する灌木の集合しているものをいい、記号を意匠的に配置して表示する。ただし、園庭の記号で表示することが不適当な居住地等の周辺の樹木は、広葉樹林（図式分類コード63-31）、針葉樹林（図式分類コード63-32）等の記号を適宜適用する。	
					一般											
		一般 道路 河川					記号代表点を取得 作図データでは、区域線と墓碑で取得しても良い。						3	墓の集合しているところをいう。		
				一般												挿入位置
		墓地					墓碑（図式分類コード42-01）参照						3	1. 墓地は、その区域を地物線で表示できない場合は、植生界（図式分類コード63-01）の記号により外周を表示し、その内部に墓碑（図式分類コード42-01）の記号を表示する。 2. 図上おおむね3.0cm×3.0cm以上のものについては、墓碑（図式分類コード42-01）の記号を定間隔に配列して表示する。ただし、区域の形状によって定間隔に記号を表示することが困難な場合は、適宜記号の間隔をせばめて表示することができる。		
		一般														
		材料置場	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得						3	木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面で、おおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。注記を併記する。 1. 材料置場とは、木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面をいい、おおむね図上2.0cm×2.0cm以上のものについて表示する。 2. 工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。		
			一般		挿入位置											点

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			
土地 地 場 用 等	62	21 噴火口・噴気口	一般	道路	河川		記号表示位置を点情報で取得	点	E5			3	現に噴火・噴気しているものをいう。			
			一般	道路	河川		記号表示位置を点情報で取得								挿入位置	
			一般	一般			記号表示位置を点情報で取得									挿入位置
	22 温泉・鉱泉	一般	道路	河川		記号表示位置を点情報で取得	点	E5			3	温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。				
		一般	道路	河川		記号表示位置を点情報で取得								挿入位置		
		一般	一般			記号表示位置を点情報で取得									挿入位置	
												1. 温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2. 温泉及び鉱泉の記号は、泉源の位置に表示するのを原則とする。ただし、泉源と浴場が離れている場合には、浴場の位置にも表示することができる。				

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			
土地 利用 等	62			陵 墓	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			3	天皇又は皇族の墓が独立あるいは数個存在するもので著名なものは注記を併記する。			
					一般 道路 河川													
				古 墳	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			3	古代の支配階級を葬ってある盛土された墓で有名なものは注記を併記する。			
				城・城跡	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			3	古城あるいはその形跡が現存しているもので著名なものは注記を併記する。			
					一般 道路 河川													
				史跡・名勝・天然記念物	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			3	文化財保護法で指定されているものをいう。			
採石場	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			4	土木建築用等の石材を採取する場所で、現在採掘中のものをいう。							
土取場	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			4	土木建築用等の土を採取する場所で、現在採掘中のものをいう。							
採鉱地	一般 道路 河川				記号表示位置を点情報で取得 	点	E5			4	鉱石を採掘する場所で、現在採掘中のものをいう。							

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点数	備考		
			レイヤ	項目	500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード					方向	属性数値
					一般	一般		一般	一般										
土地利用等	63	01 植生界	一般 道路 河川					中心を取得		線	E2			3	異なった植生の区分に適用する。未耕地間の植生界は原則として表示しない。				
					一般									2	1. 植生界は、異なった植生の区分に適用する。ただし、未耕地間の植生界は原則として表示しない。 2. 植生界が区域界（図式分離コード62-01）と合する場合は、区域界を優先して表示する。				
		02 耕地界	一般 道路 河川					中心を取得		線	E2			3	同一種類の耕地の境で、一区画の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものをいう。				
					一般									2	耕地界とは、同一種類の耕地の境界をいい、一区画の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものを表示するのを原則とす。ただし、この基準に満たないものであっても図上必要と認められるものについては表示することができる。				
		11 田	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得		点	E5			2	湿田、乾田及び沼田とし、季節により畑作物を栽培する田をいう。				
					一般										2	田は、水稲、蓮、い草、わさび、せり等を栽培している土地に適用し、季節により畑作物を栽培する土地を含む。			
12 はす田	(一般) 道路 (河川)					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得		点	E5			2	はすを栽培する土地をいう。「製品仕様書」による。						
13 畑	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得		点	E5			2	麦、陸稲、野菜、芝等を栽培している土地をいう。						
			一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得						2	畑は、麦、陸稲、野菜、芝、牧草等を栽培している土地に適用する。					

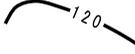
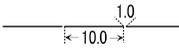
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点数	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
土地利用等	63	14	さとうきび畑	(一般) (道路) (河川)					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	さとうきびを栽培している土地をいう。「製品仕様書」による。				
				一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	さとうきび畑は、さとうきびを栽培している土地に適用する。										
		15	パイナップル畑	(一般) (道路) (河川)					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	パイナップルを栽培している土地をいう。「製品仕様書」による。				
				一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	パイナップル畑は、パイナップルを栽培している土地に適用する。										
		16	わさび畑	(一般) (道路) (河川)					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	わさびを栽培している土地をいう。「製品仕様書」による。				
		17	桑畑	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	桑畑は、桑を栽培している土地に適用する。				
一般						記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 													
18	茶畑	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	茶畑は、茶を栽培している土地に適用する。						
		一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 													

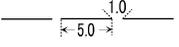
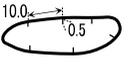
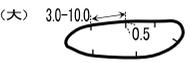
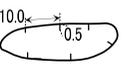
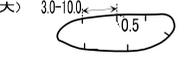
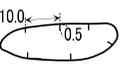
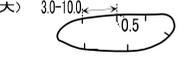
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点数	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
土地利用等	63	19	果樹園	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	果樹園は、果樹を栽培している土地に適用する。				
					一般			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 											
		21	その他の樹木畑	一般 道路 河川				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	その他の樹木畑は、桐、はぜ、こうぞ、庭木等を栽培している土地及び苗木畑に適用する。					
					一般														
		22	牧草地	一般 道路 河川				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	牧草を栽培している土地をいう。					
					一般														
	23	芝地	一般 道路 河川				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	芝地は、芝を植えて管理している庭園、ゴルフ場及び運動場等に適用する。						
				一般			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 												
	31	広葉樹林	一般 道路 河川				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。	広葉樹林は、樹高2.0m以上の広葉樹が密生している地域に適用する。ただし、植林地は樹高2.0m未満でも適用する。					
				一般															

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
土地 植生 等	63	32	針葉樹林	一般 道路 河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得	点	E5			2	樹高2.0m以上の針葉樹が密生している土地をいう。						
					一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得						針葉樹林は、樹高2.0m以上の針葉樹が密生している地域に適用する。ただし、植林地は樹高2.0m未満でも適用する。						
				一般 道路 河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得						点		E5	2	樹高2.0m以上の竹が密生している土地をいう。		
					一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得										竹林は、樹高2.0m以上の竹が密生している地域に適用する。ただし、植林地は樹高2.0m未満でも適用する。		
		34	荒地	一般 道路 河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得	点	E5	2	裸地、雑草地等の地域に適用する。								
					一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得												
		35	はい松地	一般 道路 河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得	点	E5	2	はい松地は、はい松又はわい性松の密生している地域に適用する。								
					一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得												

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点数	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
土地 利用 等	63	36	しの地(笹地)	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5			2	しの地は、しの又は笹の密生している地域に適用する。			
					一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 										
		37	やし科樹林	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5			2	やし科樹林は、やし科、へご科、たこのき科等の植物が密生している地域に適用する。			
					一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 										
		38	湿地	一般 道路 河川					記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5			2	1. 湿地は、常時水を含み、土地が軟弱で湿地性の植物が生育している土地に適用する。 2. 湿地の範囲は、植生界(図式分類コード63-01)の記号を適用して表示する。			
					一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 										

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			
土地 植生 等	63			砂れき地（未分類）	一般	道路	河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得	S	点	E5			2	1. 砂れき地は、砂又はれきで覆われている土地に適用する。 2. 砂れき地は、その範囲を植生界（図式分類コード63-01）の記号を適用して表示し、中央部に砂れき地の記号を表示する。	
				砂れき地	一般				記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得									
				砂地	一般	道路	河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得	S	点	E5			2	砂で覆われている土地をいう。	
				れき地	一般	道路	河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得								
				干潟	一般	道路	河川			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得	S	点	E5			2	低潮位において海面上に表れる砂泥地をいう。	
						記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得												

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	備考			
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値		
地形等高線等	71		01	等高線(計曲線)	一般 道路 河川					等値線を取得 標高値は属性数値(単位:mm) _____	線	E2		有	4	0mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。地図情報レベル1000以下は5mごと、2500では10mごと、5000では25mごとの等高線を表示する。	○	等深線を含む。		
									120.....2.0 (地図情報レベル500) 120.....1.5 (地図情報レベル1000)	注記	E7				4					
					一般				_____	等値線を取得 標高値は属性数値(単位:mm)	線	E2			有				4	
									120.....1.5	注記	E7								4	
		02	等高線(主曲線)	一般 道路 河川				_____	等値線を取得 標高値は属性数値(単位:mm) _____	線	E2			有	2	平均海面から起算して1mごとの等高線をいう。	○	等深線を含む。		
							17.....2.0 (地図情報レベル500) 17.....1.5 (地図情報レベル1000)	注記	E7				4							
	一般						_____	等値線を取得 標高値は属性数値(単位:mm)	線	E2			有	2						
								80.....1.5	注記	E7				4	地図情報レベル2500では平均海面から起算して2mごと、5000では5mごとの等高線を表示する。	○				
	03	等高線(補助曲線)	一般 道路 河川					等値線を取得 標高値は属性数値(単位:mm) _____	線	E2			有	2	補助曲線は、緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について、主曲線の1/2の間隔に表示する。	○	等深線を含む。			
						6.5.....2.0 (地図情報レベル500) 6.5.....1.5 (地図情報レベル1000)	注記	E7				4								
一般						_____	等値線を取得 標高値は属性数値(単位:mm)	線	E2			有	2							
						_____	15.....1.5	注記	E7				4							

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考		
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
地形等高線	71			04	等高線（特殊補助曲線）	一般 道路 河川				等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2		有	2	主曲線の1/4の間隔の等高線で、補助曲線で適切な地形表現ができない部分について適用する。	○	等深線を含む。		
																			4	
													11.75 2.0（地図情報レベル500） 11.75 1.5（地図情報レベル1000）	注記	E7					
				05	凹地（計曲線）	一般 道路 河川				高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2	有	有	4	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、0mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。	○	等深線を含む。		
									一般			高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2	有	有	4	1.凹地は、人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、凹地を示す等高線の長径が図上5.0mm以上のものは、凹地（大）を、それ未満のものは凹地（小）を適用する。 2.凹地（大）は、等高線の内側に長さ0.5mmの短線をおおむね3.0mm間隔に付して表示する。ただし、凹地を示す等高線が長大な場合は、短線の間隔をおおむね10.0mmまで適宜広げることができる。	○	等深線を含む。
														4						
						一般 道路 河川			高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2	有	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、1mごとの等高線をいう。	○	等深線を含む。			
																		4		
						一般			高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2	有	有	2	凹地（計曲線）（図式分類コード71-05）の適用を参照。	○	等深線を含む。			
																		4		
						06	凹地（主曲線）	一般 道路 河川			高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2	有	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、1mごとの等高線をいう。	○	等深線を含む。	
						一般			高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値（単位：mm） _____	線	E2	有	有	2	凹地（計曲線）（図式分類コード71-05）の適用を参照。	○	等深線を含む。			

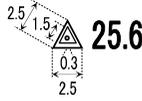
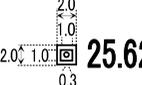
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
地形等高線	71			07 凹地 (補助曲線)	一般 道路 河川				高い方を左にみるように等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2	有	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/2間隔の等高線をいう。	○	等深線を含む。	
							6.5 2.0 (地図情報レベル500) 6.5 1.5 (地図情報レベル1000)	注記	E7				4					
		一般	(大)		高い方を左にみるように等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2	有	有	2	凹地 (計曲線) (図式分類コード71-05) の適用を参照。	○						
				15 1.5	注記	E7				4								
	71			08 凹地 (特殊補助曲線)	一般 道路 河川				高い方を左にみるように等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2	有	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/4間隔の等高線をいう。	○		
							4.25 2.0 (地図情報レベル500) 4.25 1.5 (地図情報レベル1000)	注記	E7				4					
				99 凹地 (矢印)	一般				1点目 2点目 終点側に矢を自動発生して表示する	線	E2	有		2	凹地 (小) は、凹地を示す等高線と直行する長さ2.0mm ~ 4.0mmの矢印を、高い方から最低部の方向に向けて表示する。			

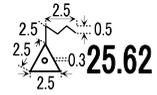
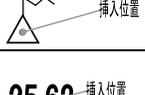
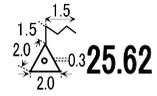
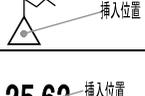
大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
地形等	72	01	土がけ(崩土)	一般道路 河川				上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示	11	線	E2	有	2	土砂の崩壊等によって自然にできたがけ状の急斜面をいう。頂部を示す線と射影部を示す短線を頂部から最大傾斜方向へ2.0mmまで表示し、それ以上の射影部は下端を破線で表示する。	○		
								下端線 高い方を右に取得	12								
								図郭に対して平行垂直入力 (土) 挿入位置	点							E5	4
			一般				上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示する	11	線	E2	有	2	1.土がけとは、土砂の崩壊等によって自然にできた急斜面をいい、急斜面の正射影を表示する。 2.土がけの表示は、頂部を実線で表示し、傾斜を示す短線は頂部を示す実線から最大傾斜方向に最大図上2.5mmを表示し、それ以上の場合は正射影の下端を破線で表示する。 3.前項において、正射影の幅が図上1.0cm以上の場合には、適宜の位置に(土)の記号を添えて表示する。			○	
							下端線 高い方を右に取得	12									
							図郭に対して平行垂直入力 (土) 挿入位置	点									E5
	一般道路 河川				上端線 補助記号は自動発生して表示	11	線	E2	有	2	表土が雨水によって流出した裂溝の状態をいい、土がけの記号で表示する。	○					
					下端線	12											
					図郭に対して平行垂直入力 (土) 挿入位置	点								E5			
02	雨裂	一般			1点目 上端中央 輪郭形状(三角形、円)は自動発生して表示	線	E2			2			雨裂とは、表土が雨水によって流出した状態をいい、その正射影を表示する。ただし、規模の大きなものは土がけ(図式分類コード72-01)の記号を適用する。				
					2点目 下端(方向点)												
03	急斜面	一般道路 河川				上端線 低い方を右に取得	11	線	E2	有			2	台地又はたい土等の周辺の傾斜が急で、等高線で表現するのが困難又は景況が明らかにならない地形をいい、土がけの記号で表示する。	○		
						下端線 高い方を右に取得	12										
						補助記号は自動発生して表示											

大分類	分類コード	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
				レイヤ	目次												
地形地	06	洞	口	一般	道路	河川		記号表示位置の点と向きを示す方向を取得 	方向	E6	有		2	自然に形成された石灰洞、溶岩洞、トンネル等をいう。洞の向きに合わせて表示する。			
				一般		記号表示位置の点と向きを示す方向を取得 	洞口とは、自然に形成された穴をいい、著名なものは、その入口に正射影の方向に一致させて記号を表示する。ただし、鉛直方向のものは、図郭下辺に記号を直立させて表示する。										
		11	岩	が	け	一般	道路	河川		上端線 低い方を右に取得 	11	線	E2	有		2	岩石地ががけ状になっている状態をいう。頂部を山型に、傾斜を示す短線を頂部から最大傾斜方向に表示する。
						一般		補助記号は自動発生して表示 下端線 高い方を右に取得 	12								
	11	岩	が	け	一般				図郭に対して平行垂直入力 	点	E5		4				
					一般				上端線 低い方を右に取得 	11	線	E2	有	2	1.岩がけとは、岩でできた急斜面をいい、急斜面の正射影を表示する。 2.岩がけの表示は、頂部を山型に表示し、傾斜を示す短線は頂部を示す線から最大傾斜方向に、壁面を示す短線は傾斜を示す短線と直角に表示する。傾斜を示す短線は、最大図上2.5mmを表示し射影部の下端を破線で表示する。 3.前項において、正射影の幅が図上1.0cm以上の場合には、適宜の位置に(岩)の記号を添えて表示する。		
	一般				図郭に対して平行垂直入力 	点	E5										
	12	露	岩	一般	道路	河川		高度の高い方を右にみる形で界線を取得 	線	E2	有		2	一部を地表に露出する岩石をいい、河岸及び海岸等で露出している岩石を含む。			
				一般				高度の高い方を右にみる形で界線を取得 						1.露岩とは、一部を地表に露出する岩石をいい、河岸及び海岸等で露出している岩石を含むものとする。 2.露岩の表示は、その景観を適宜総描又は修飾し、記号を組み合わせる。この場合斜面上に表示する岩は、高い側の線を一部省略して表示する。			

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	備考		
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値	
地形	72		13	散岩	一般道路 河川				高度の高い方を右にみる形で界線を取得 	線	E2								
									極小 記号表示位置の点を取得 								点	E5	
					一般				高度の高い方を右にみる形で界線を取得 	線	E2								
									極小 記号表示位置の点を取得 										
14	さんご礁	一般道路 河川						高度の高い方を右にみる形で界線を取得 	線	E2									
								高度の高い方を右にみる形で界線を取得 										線	E2

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
地形基準等	73		01	三角点	一般 道路 河川				基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5		有	4	基本測量により設置された三角点をいう。盤石の亡失したのものについては表示しない。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)		
										注記	E7							
					一般			基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5		有	4		三角点とは、基本測量により設置された三角点をいい、すべて表示する。ただし、盤石の亡失したもの高架部下のものについては表示しない。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)		
									注記	E7								
					一般 道路 河川			基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5		有	4		基本測量により設置された水準点をいう。標石の亡失したのものについては表示しない。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)		
									注記	E7								
	一般			基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5		有	4	水準点とは、基本測量により設置された水準点をいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したもののトンネル内、高架部下のものについては表示しない。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)							
					注記	E7												
	03			03	多角点等	一般 道路 河川			基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5		有	4	基本測量により設置された基準点のうち三角点及び水準点以外のものをいう。標石の亡失したのものについては表示しない。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)		
										注記	E7							
				一般			基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5		有	4	多角点及び標石を有する図根点等とは、基本測量により設置された基準点のうち三角点及び水準点以外のものをいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したものの、トンネル内、高架部下のものについては表示しない。		点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)			
								注記	E7									

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
地形基準点等	73		04	公共基準点(三角点)	一般 道路 河川			 25.6	<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位:mm)</small>  挿入位置	点	E5	有	4	公共測量による1級基準点測量及び2級基準点測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものについては表示しない。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)			
									25.6 挿入位置	注記	E7							
					一般		 25.6	<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位:mm)</small>  挿入位置	点	E5	有	公共基準点(三角点)とは、公共測量による1級基準点測量及び2級基準点測量により設置された基準点をいい、すべて表示す。ただし、標石の亡失したもの、高架部下のものについては表示しない。						
								25.6 挿入位置	注記	E7								
					05	公共基準点(水準点)	一般 道路 河川		 25.62	<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位:mm)</small>  挿入位置	点	E5		有		4	公共測量による1級水準測量及び2級水準測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものについては表示しない。	
										25.62 挿入位置	注記	E7						
	一般		 25.62	<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位:mm)</small>  挿入位置			点	E5	有	公共基準点(水準点)とは、公共測量による1級水準測量及び2級水準測量により設置された水準点をいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したもの、トンネル内、高架部下のものについては表示しない。								
				25.62 挿入位置			注記	E7										
	06	公共基準点(多角点等)	一般 道路 河川				 25.62	<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位:mm)</small>  挿入位置	点	E5	有	4	公共測量によって設置された多角点を、特別に区別して取り扱う場合に「多角点等」に準じて用いる。					
								25.62 挿入位置	注記	E7								
	07	その他の基準点	一般 道路 河川		 25.62	<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位:mm)</small>  挿入位置	点	E5	有	2	工事等の遂行のために、コンクリート杭等で堅固に作られた基準点をいう。							
						25.62 挿入位置	注記	E7										

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
地形基準点	08	電子基準点	一般 道路 河川				<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高数値は、電子基準点付属標の標高(単位: mm)</small> 	点	E5		有	4	基本測量により設置された電子基準点をいう。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)			
							25.62 挿入位置	注記	E7								
	09	公共電子基準点	一般 道路 河川				<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は電子基準点付属標の標高(単位は mm)</small> 	点	E5		有	4	基本測量により設置された電子基準点をいう。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)			
							25.62 挿入位置	注記	E7								
11	標石を有しない標高点	一般 道路 河川				<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高数値は、電子基準点付属標の標高(単位: mm)</small> 	点	E5		有	4	公共測量による3級及び4級基準点(三角点及び水準点)、標定点測量(簡易水準測量を含む)により、平面位置及び標高を所定の精度で測定した点をいい、必要に応じて表示する。簡易水準点の標高は小数点以下2位、その他は小数点以下1位とする。	点名称も含む(但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)				
						25.62 挿入位置	注記	E7									
11	標石を有しない標高点	一般				<small>基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)</small> 	点	E5		有	4	標石を有しない標高点とは、公共測量による3級及び4級基準点(三角点及び水準点)、標定点測量(簡易水準測量を含む)により、平面位置及び標高を所定の精度で測定した点をいい、必要に応じて表示する。					
						25.6 挿入位置	注記	E7									

大分類	分類コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				属性数値
基準点	73	12	図化機測定による標高点	一般 道路 河川	一般	° 25.6	0.3	基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 	点	E5	有	4	図化機測定による標高点は必要に応じて表示する。					
						25.6		注記	E7									
地形	75	01	グリッドデータ				グリッド間隔は、地図情報レベル相当の 図面上で、2cmを標準とする。 	グリッド	G				数値地形モデル法によるグリッド上のデータで、グリッド点を記号で表示し、標高数値をm単位で小数点以下1位までとする。					
		11	ランダムポイント					点	E5	有		数値地形モデル法のグリッドデータを補完するための標高点であり、ランダム点を記号で表示し、標高数値をm単位で小数点以下1位までとする。標高値が小数点以下2位又は3位までである場合は、必要に応じて表示する。						
		21	ブレイクライン				変形地、人工物等による地形の不連続部 等の主な場所について、線状に標高測定を 行う。 	線	E2			数値地形モデル法におけるグリッドデータを補完するために取得するもので、形状を実線で表示する。						
		31	不整三角網(TIN)				地表面の三角形(TIN)三点を取得 表層面の三角形(TIN)三点を取得 水表面の三角形(TIN)三点を取得	51 52	不整三角網	T			地表面のグリッドデータ、ランダムポイント、ブレイクライン、等高線等から生成する。 表層面のグリッドデータ、ランダムポイント、ブレイクライン、等高線等から生成する。 陸域のグリッドデータ、ランダムポイント、ブレイクライン、等高線等から生成する。					
-	-	81	99	指示点	一般 道路 河川	一般	0.3		点	E5		4	建物記号、注記を表示する場合に、その対象物の内部に表示ができず対象とするものが特定できない場合に表示する。					

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大				字隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)			
				レイヤ	項目	期	500		1000	2500	5000	デ	レ	小対象物			地域()	地域()	線状
注 記	22	55	交通施設	距離標(Km)	2.0			1/4	注記	E7	○				半角				
		56	交通施設	距離標(m)	2.0			1/4	注記	E7	○				半角				
	34	04	水部	プール	2.0			1/4	注記	E7		○			全角				
	52	水部に関する構造物等	13		護岸杭(消波ブロック)	2.0			1/4	注記	E7					全角			
			14		護岸 捨石	2.0			1	注記	E7					全角			
			22		船揚場	2.0			1/4	注記	E7					全角			
			35		根固	2.0			1/4	注記	E7					全角			
			36		床固 陸部	2.0			1	注記	E7					全角			
			37		床固 水面下	2.0			1	注記	E7					全角			
			38		シャカゴ	2.0			1/4	注記	E7					全角			
	71	等高線数値	01		等高線(計曲線)	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角			
			02		等高線(主曲線)	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角			
			03		等高線(補助曲線)	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角			
			04		等高線(特殊補助曲線)	2.0	1.5		1/4	注記	E7					半角			
			05		凹地(計曲線)	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角			
			06		凹地(主曲線)	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角			
			07		凹地(補助曲線)	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角			
			08		凹地(特殊補助曲線)	2.0	1.5		1/4	注記	E7					半角			
	73	基準点等	01		三角点		2.0		1/4	注記	E7					半角	点名称を入れる場合は全角文字とする		
			02		水準点		2.0		1/4	注記	E7					半角			
			03		多角点		2.0		1/4	注記	E7					半角			
			04		公共基準点(三角点)		2.0		1/4	注記	E7					半角			
05				公共基準点(水準点)		2.0		1/4	注記	E7					半角				
06				公共基準点(多角点)	2.0			1/4	注記	E7					半角				
07				その他基準点	2.0			1/4	注記	E7					半角				
08				電子基準点		2.0		1/4	注記	E7					半角				
09				公共電子基準点	2.0			1/4	注記	E7					半角				
11				標石を有しない標高点		2.0		1/4	注記	E7					半角				
12		図化標高点	2.0		1.5	1/4	注記	E7					半角						

大分類	分類コード レイヤ	項目 データ	分 類	表示対象	字 大				字 隔	データ タイプ		注記法の区分				全角 ・ 半角	備 考 (記載例)	
					500	1000	2500	5000		デ ー タ	レ コ ード	小対 象物	地域 ()	地域 ()	線状			
注 記	81	10	行政 区画	市・東京都の区	6.0	5.0		1/2~7	注記	E7					全角			
		11	町・村・指定都市の区	5.0	4.5		1/2~7	注記	E7						全角			
		12	市町村の飛地	3.5	3.0		1/4~7	注記	E7						全角			
		13	居住 地名	大区域	4.5	4.0		1/4~5	注記	E7						全角	大字の上に公称としてあるもの	
		14		大字・町・丁目	4.5	3.5		1/4~3	注記	E7						全角	町・丁目は大字に対応するもの	
		15		小字・丁目	3.5	3.0		1/4~3	注記	E7						全角	丁目は小字に対応するもの	
		16		通り	3.5	3.0		1/4~3	注記	E7						全角		
		17		その他の地名(大)	5.0	3.5		1/4~3	注記	E7						全角	通称及び俗称等に用いる	
		18		その他の地名(中)	4.0	3.0		1/4~3	注記	E7						全角		
		19		その他の地名(小)	3.0			1/4~3	注記	E7						全角		
		21		交通 施設	道路の路線名	3.5	3.0		1/2~5	注記	E7						全角	
		22			道路施設、坂、峠、インターチェンジ等	3.0	2.5		1/4~1	注記	E7						全角	
		23	鉄道の路線名		3.5	3.0		1/2~5	注記	E7						全角		
		24	鉄道施設 駅、操車場、信号所		3.0	2.5		1/4~3	注記	E7						全角		
		25	橋		3.0	2.5		1/4~5	注記	E7						全角		
		26	トンネル		3.0	2.5		1/4~5	注記	E7						全角		
		31	建 物	建物の名称	3.0	2.5		1/4~3	注記	E7						全角		
		34		建物の付属物	3.0	2.5		1/4	注記	E7						全角		
		40	小 物 体	マンホール	2.0			1/4	注記	E7						全角		
		41		電 柱	2.0			1/4	注記	E7						全角		
		42		その他の小物体	3.0	2.5		1/4	注記	E7						全角	輸送管は線状対象物の注記法	
		水 部	51	河川、内湾、港	4.0	3.0	3.5		1/4~5	注記	E7					全角		
				一条河川			2.5		1/4~5	注記	E7					全角		
				湖 池			3.0		1/4~5	注記	E7					全角		
				岬、崎、鼻、岩礁	3.0	2.5			1/4~5	注記	E7						全角	
							2.5		1/4~1									
				河岸、河原、洲、滝、浜、磯	3.5	3.0				1/4~5	注記	E7					全角	
				山、島	3.5	3.0				1/4~5	注記	E7					全角	
		52	水部施設、ダム	3.0	2.5			1/4~1	注記	E7						全角	羽村堰 岩淵水門	
			せき、水門、渡船発着所			2.5		1/4~1										
			堤防			2.5		1/4~5										
53	地下水部	4.0	3.0			1/4~5	注記	E7					全角					

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大				字 隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)	
				500	1000	2500	5000		デ ー タ	レ コ ード	小対 象物	地域 ()	地域 ()	線状			
注 記	81	土地利用等 山地	61	法面、構囲	2.5	2.0			1/4~3	注記	E7					全角	
			62	諸地、場地 公園、牧場、飛行場 運動場、ゴルフ場等	3.5	2.5			1/4~5	注記	E7					全角	
				公園、運動場、牧場、飛行場、ゴルフ 場、材料置場、温泉、探鉱地、採石 地、城跡、史跡名勝、天然記念物等			2.5	1/4~5									
			63	植生	3.0	2.5			1/4~1	注記	E7					全角	森林、原野、果樹園
							2.5										
			71	山	3.5	3.0			1/4~5	注記	E7					全角	
							3.0	1/4~3									
					尖峯、丘、塚	3.0	2.5			1/4~5	注記	E7					全角
					2.5	1/4~1											
			谷、沢	3.0	2.5			1/2~3	注記	E7						全角	
		2.5															
81	説明注記 (本文中に規定されているものを除く)	2.5		2.0		1/4~2	注記	E7						全角	(建設中) (宅地造成中) (油) (整理中)		
	助字		親字の60%														
	ふり仮名		1.5														

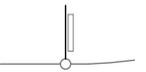
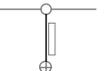
- 注1 字隔は、対象物の大小、字数の多少及び資格等を考慮して表の範囲で選択する。ただし、小対象物の注記法による場合の字隔は、すべて1/4とする。
- 2 対象物の面積及び長さにより規定の字大の適用が困難な場合、又は不適切な場合は、字大を0.5mm小さくすることができる。
- 3 本表に記載されていないものは、表中の類似物の注記規定による。
- 4 各字大における文字の線の太さは、次の線号を標準とする。

字 大	2.0mm	2.5~3.0mm	3.5~4.0mm	4.5~5.0mm
線の太さ	0.15mm	0.20mm	0.25mm	0.35mm

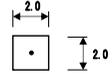
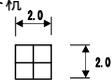
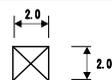
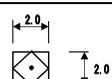
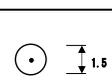
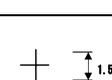
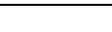
三角点、水準点、多角点、現地測定による標高点及び図化機により測定した標高点、等高線数値の線の太さは、0.20mmとする。

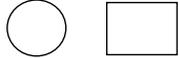
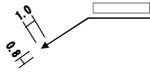
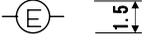
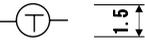
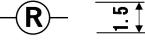
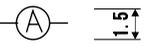
公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					線号	通 用	連続又は終点一致	備 考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
交通施設	25	01	IP (IP杭)		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	中心線測量のIP点をいう。		
		02	IP方向線		IP点間の方向線を取得 		線	E2			3	IP点間に引いた方向線をいう。		
		03	主要点 (役杭)		記号表示位置の点を取得 中心点の要素を取得 (属性区分81、属性データの書式A55)		点	E5			3	中心線測量のBC, EC等の主要点をいう。		
		04	中心点 (中心杭)		記号表示位置の点を取得 中心点の要素を取得 (属性区分81、属性データの書式A55)		点	E5			3	中心線測量のBC, EC等の主要点をいう。		
		05	中心線	直線 	直線区間を始点から終点方向に取得 	61	線	E2	有		3	中心線の直線区間をいう。		
	円弧 	円弧区間を始点から終点方向に取得 	62	円弧	E4	有		3	中心線の円弧区間をいう。					
	クロソイド 	クロソイド区間を始点から終点方向に取得 	63	線	E2	有		3	中心線のクロソイド区間をいう。	形状に沿って連続した座標列で出力する。				
	その他の緩和曲線 	その他の緩和区間を始点から終点方向に取得 	64	線	E2	有		3	中心線のその他の緩和区間をいう。					

大分類	分類コード	レイアウト項目	名称	図式	データタイプ					線号	通 用	連続又は終点一致	備 考	
					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
線形図 交通施設	25	05	中心線	属性	中心線の要素を取得（属性区分82、属性データの書式A84）		属性	E8		有		<p>中心線の要素をいう。路線属性区分（必須）・路線番号（選択）・I P番号（選択）・開始測点名（選択）・緩和曲線開始距離（必須）・終了測点名（選択）・緩和曲線終了距離（必須）・半径又はパラメータ（必須）・左右区分（必須）で構成され、属性は省略可能である。</p> <p>書式は、"A2, I5, I4, A24, I8, A24, I8, I8, I1"とする。開始点測点名は、路線中心線の各スパンにおける始点側測点名を記述する。</p> <p>緩和曲線開始距離は、中心線の形状がクロソイドの場合、クロソイドの基準になる位置（直線側端点）から路線の進行方向上の始点側測点位置までの距離をmm単位で記述する（直線部は0）。開始側クロソイドは開始距離よりも終了距離の方が大きくなり、終了側クロソイドはその逆となる。</p> <p>終了点測点名は、路線中心線の各スパンにおける終点側測点名を記述する。</p> <p>緩和曲線終了距離は、中心線の形状がクロソイドの場合、クロソイドの基準になる位置（直線側端点）から路線の進行方向上の終点側測点位置までの距離をmm単位で記述する（直線部は0）。</p> <p>半径又はパラメータは、中心線の形状が円弧、またはクロソイドの場合、半径、またはパラメータAをmm単位で記述する。</p> <p>左右区分は、線形の形状で、直線なら0、路線の進行方向に向かって右カーブなら1、左カーブなら2を記述する。</p>		
		06	その他の路線結線		中心線、幅杭線以外の線を取得		線	E2			3	I P線、中心線、幅杭線以外の路線結線をいう。		
		07	役杭引出線		中心線の進行方向に対して役杭より直角に取得			線	E2			3	役杭において中心線に直角に要素を表示するために引かれた線をいう。	
		11	多角点（記号）		記号表示位置の点を取得			点	E5			3		
		12	引照（線）		多角点と中心線杭間を取得			線	E2			3		

大分類	分類コード	項目データ	名称	図式	データタイプ					線号	適用	連続又は終点一致	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
土地利用等	65	01	中心杭		記号表示位置の点を取得 		点	E5			4	中心線の測点（役杭を含む）をいう。	
		02	用地杭		記号表示位置の点を取得 		点	E5			4	用地杭（幅杭点を含む）をいう。	
		11	起業地の境界		用地境界線を取得 		線	E2			3	用地取得境界線（幅杭線を含む）をいう。	
		12	用地取得予定線		用地境界線を取得 		線	E2			3	用地取得境界線をいう。	公図等転写図に使用する。
		13	大字の境界		大字の境界線を取得 		線	E2			7	大字の境界線をいう。	大字名の注記は、8114 を使用する。
		14	字の境界		字の境界線を取得 		線	E2			7	字の境界線をいう。	字名の注記は、8115 を使用する。
		15	土地の境界		土地の境界線を取得 		線	E2			3	土地の境界線を言う。	
		16	一筆地内の異なる地目の境界		地番内で地目が異なる境界を取得 		線	E2			2	地番内で地目が異なる境界線をいう。	
		17	一筆地内の異なる権利の境界		地番内で権利の異なる境界を取得 		線	E2			2	地番内で権利の異なる境界線をいう。	
18	一筆地内の異なる占有者の境界		地番内で占有者の境界を取得 		線	E2			3	地番内で占有者がある場合の境界線をいう。			

大分類	分 類	レイヤ	分類コード	項目データ	名 称	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	通 用	連続又は終点一致	備 考				
							取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向					属性数値			
土地 利用 地 等	65				19	同一所有者記号		隣り合った土地の所有者が同じ場合に共有する線上に円弧を取得			円弧	E4			2	隣り合った土地の所有者が同じで片方の所有者名を省略する場合に記号を入れる。			
					21	境界標	石杭		記号表示位置の点を取得		71	点	E5				3	境界点に石杭が埋設してあるものをいう。	
							コンクリート杭		記号表示位置の点を取得		72	点	E5				3	境界点にコンクリート杭が埋設してあるものをいう。	
							合成樹脂杭		記号表示位置の点を取得		73	点	E5				3	境界点に合成樹脂杭が埋設してあるものをいう。	
							不銹鋼杭		記号表示位置の点を取得		74	点	E5				3	境界点に不銹鋼杭が埋設してあるものをいう。	
							その他		記号表示位置の点を取得		75	点	E5				3	境界点に鋳等が打設してあるものをいう。	
							境界計算点		記号表示位置の点を取得		76	点	E5				3	延長上の交点等で求めた点をいう。	
					22	公共施設の境界線（道路区域界）		道路の区域線を取得			線	E2				3	道路の区域界とは、道路法第2条第1項に規定された道路にあっては道路法施行規則第4条の2第4項第1号の道路の区域の境界線、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる境界線をいう。		
23	公共施設の境界線（河川区域界）		河川の区域線を取得			線	E2				3	河川の区域界とは、河川法第6条第1項の河川区域又は同法第100条第1項の規定により指定された河川について準用される同法第6条第1項の区域及びその他の公共の用に供する水路である河川の境界線をいう。							

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					線号	適用	連続又は終点一致	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
土地利用等	65		41	拡大参照枠		拡大して詳細を表示する外圍を取得（始 終点座標一致） 		面 線 円	E1 E2 E3			3	部分的に拡大詳細図を作成する場合の範囲をいう。	
			42	引き出し線		引き出し線を取得 		線	E2			3	寸法等で表示場所が制約される場合に別な場所に引き出す線をいう。	
			51	配電線路		電柱の中心位置と架線の方向を取得 		方向	E6	有		3	電力柱をいう。	
			52	送電線路		外枠は支持物の敷地を取得し、内枠は支 持物の基礎を取得（始終点座標一致） 		面 線	E1 E2			3	送電線の鉄塔をいう。	
			53	通信線路		電柱の中心位置と架線の方向を取得 		方向	E6	有		3	電話柱をいう。	
			54	鉄道・軌道		電柱の中心位置と架線の方向を取得 		方向	E6	有		3	鉄道の電柱をいう。	
			55	その他の路線		電柱の中心位置と架線の方向を取得 		方向	E6	有		3	その他の電柱をいう。	

大分類	分類コード	項目データ	名称	図式	データタイプ					線号	適用	連続又は終点一致	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
地形 整 飾 等	79	01	図枠（外枠）		図枠外側の線を取得（始終点座標一致） 		面線	E1 E2			3	図枠の外側に引かれた線をいう。	
		02	図枠（内枠）		図枠内側の線を取得（始終点座標一致） 		面線	E1 E2			6	図枠の内側に引かれた線をいう。	
		03	タイトル（外枠）		タイトルの外枠線を取得（始終点座標一致） 		面線	E1 E2			4	図面の右下に書かれたタイトルの外枠線をいう。	
		04	タイトル（罫線）		タイトル内の罫線を取得 		線	E2			3	図面の右下に書かれたタイトル内の罫線をいう。	
		05	凡例（外枠）		凡例の外枠線を取得（始終点座標一致） 		面線	E1 E2			4	図面内の要素を示す凡例の外枠線をいう。	
		06	凡例（罫線）		凡例内の罫線を取得 		線	E2			3	図面内の要素を示す凡例内の罫線をいう。	
		07	作表（外枠）		作表の外枠線を取得（始終点座標一致） 		面線	E1 E2			4	作表の外枠線をいう。	
		08	作表（罫線）		作表内の罫線を取得 		線	E2			3	作表内の罫線をいう。	
		11	方眼線		座標の方眼線を取得 		線	E2			3	図面内に表示された基準座標を示す方眼線をいう。	
		12	方眼点		記号表示位置の点と方向を取得 		線	E1			3	図面内に表示された基準座標を示す方眼点をいう。	

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					線号	適用	連続又は終点一致	備考	
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
地形等	79			13	方位		方位の図柄線を取得 		線円	E2 E3			3	平面図等の座標の北を示す方位をいい、図柄データで表示する。	
				14	方眼紙 (5cm)		方眼紙の5cm間隔の線を取得 		線	E2			3	方眼紙をあらわす線をいう。	
				15	方眼紙 (1cm)		方眼紙の1cm間隔の線を取得 		線	E2			2	方眼紙をあらわす線をいう。	
				16	方眼紙 (1mm)		方眼紙の1mm間隔の線を取得 		線	E2			1	方眼紙をあらわす線をいう。	

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大		字 隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)
				500	1000		デ ー タ	レ コ ー ド	小対 象物	地域 ()	地域 ()	線状		
注 記	82	整 飾	01	図面タイトル	7.0	1/4~3	注記	E7					全角・半角	
			02	図面縮尺	5.0	1/4~3	注記	E7					全角・半角	
			03	地区名	5.0	1/4~3	注記	E7					全角・半角	
			04	計画機関名	5.0	1/4~1	注記	E7					全角・半角	
			05	作業機関名	5.0	1/4~1	注記	E7					全角・半角	
			06	作成年月日	5.0	1/4~1	注記	E7					全角・半角	
			07	タイトル(文字)	4.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
			08	凡例(文字)	4.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
			09	作表(文字)	2.5	1/4	注記	E7					全角・半角	
			11	方眼座標値	2.0	1/4	注記	E7					半角	
			12	方位	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
			25	線 形 図	01	IP (IP 杭)	2.0	1/4	注記	E7				
	03	主要点 (役杭)			2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
	04	中心点 (中心杭)			2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
	07	役杭引出要素			2.0	1/4	注記	E7					半角	
	杭 打 図	11		多角点名称	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
		12		引照	2.0	1/4	注記	E7					半角	
	65	用 地	01	中心杭番号	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
			02	用地杭名称	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
			21	境界点名称	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角	
	82	用 地	61	点間の距離	2.0	1/4	注記	E7					半角	
			62	地番	2.5	1/4~1	注記	E7					全角・半角	
			63	地目	2.5	1/4~1	注記	E7					全角	
			64	所有者等の氏名	2.5	1/4~1	注記	E7					全角・半角	
			65	不動産番号	2.5	1/4~1	注記	E7					全角	
			66	座標系	2.5	1/4~1	注記	E7					全角・半角	

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					線号	適用	連続又は終点一致	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
地 基 準 点 網 等 図	76			01 与点記号		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	基準点測量を行う場合に使用する与点をいう。	
			02 新点記号		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	新しく設置する新点（基準点）をいう。		
			03 節点記号		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	点間に視通が無い場合に定められた範囲内で設ける点をいう。		
			04 偏心点・方位点		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	与点等で点間の視通が無い場合に設ける偏心点をいう。		
			05 点間結線		点間の線を取得 		線	E2			3	点間の視通を表す結線をいう。		
			06 与点後視方向線		与点での方向線と与点から方向点方向に取得 		線	E2	有		3	与点で後視方向のみ取り付ける場合の方向線をいう。		
			07 観測方向（矢印）		観測図で観測の方向を点間結線上に点の位置と方向を取得 		方向	E6	有		3	点間結線上に観測方向を表現した記号をいう。		
			08 観測方向（線）		観測方向を始点から終点に向かって取得 内角の場合は時計周りに取得 		線 円 弧	E2 E4	有		3	観測路線方向を表現した方向線をいう。		
			09 セッション		セッションを取得（始終点座標一致） 		面 線	E1 E2			3	GPSで観測する場合のセッションをいう。		
			11 与点記号（電子基準点）		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	基準点測量を行う場合に使用する与点（電子基準点）をいう。		
			15 点間結線（偏心与点間）		点間の線を取得 		線	E2			3	偏心与点間の視通を表す結線をいう。		

大分類	分 類	分類 コード		名 称	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	通 用	連続又は終点一致	備 考	
		レイヤ	項 目 目 録			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
地 水 形 路 線 等 図	77			01	与点記号		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	水準測量を行う場合に使用する与点をいう。	
				02	新点記号		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	新しく設置する新点（水準点・BM・交点）をいう。	
				03	固定点記号		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3	観測路線中にある固定点をいう。	
				04	水準路線		水準路線を取得 		線	E2			3	水準路線をいい、路線単位で取得する。	
				05	観測路線方向線		観測路線の方向を始点から終点方向に取得 		線	E2			3	水準路線の観測方向を表現した方向線をいう。	

大分類	分類コード	名称	図式	データタイプ					線号	適用	連続又は終点一致	備考
				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
空中写真資料	78	01 標定点		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3		標定点配置図
		02 対空標識		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3		対空標識一覧図
		03 刺針点		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3		刺針点一覧図
		04 主点		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3		空中三角測量実施一覧図
		05 タイポイント		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3		空中三角測量実施一覧図
	06 連結		標定点から撮影コースへの連結を取得 		線	E2			3		空中三角測量実施一覧図	
	11 撮影コース		撮影コースを取得 		線	E2			3		空中写真標定図	
		属性	撮影コースの要素を取得(属性区分71、属性データの書式A52)		属性	E8					撮影コースの要素をいう。コース番号、使用カメラ名、カメラ番号(シリアル番号)、画面距離(m)、撮影高度(m)、撮影縮尺(分母)、撮影年月(YYMM)、始点写真番号、終点写真番号を、"A4, 2A10, I7, I4, I5, 3A4"の書式で記述する。	空中写真標定図
	12 撮影主点		記号表示位置の点を取得 		点	E5			3		空中写真標定図	
	13 写真枠		写真の枠を取得(始終点座標一致) 		面	E1			3		空中写真標定図	
78	14 撮影区域		撮影区域を取得 		線	E2			3		空中写真標定図	
	21 作成範囲		作業範囲を取得 		面	E1			4			

大分類	分類コード		分	表示対象	字 大		字隔	データタイプ		注記法の区分				全角 半角	備 考 (記載例)
	レイヤ	データ項目			500	1000		デ ー タ	レ コ ー ド	小対 象物	地域 ()	地域 ()	線状		
注 記	82	21	基準点 第四水準	測点名称	2.5	1/4	注記	E7					全角・半角		
		22		電算番号	2.5	1/4	注記	E7					半角		
		23		セッション名	2.5	1/4	注記	E7					半角		
	82	31	水準	測点名称	2.5	1/4	注記	E7					全角・半角		
		32		観測路線番号	2.5	1/4	注記	E7					半角		
	78	01	空中写真 真資料	標定点名称	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角		
		02		対空標識名称	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角		
		03		刺針点名称	2.0	1/4	注記	E7					全角・半角		
		04		主点名称	2.0	1/4	注記	E7					半角		
		05		タイポイント名称	2.0	1/4	注記	E7					半角		
	82	11		コース番号	2.0	1/4	注記	E7					半角		
		41		写真番号	2.0	1/4	注記	E7					半角		
		42		使用カメラ	2.0	1/4	注記	E7					半角		
		43		画面距離	2.0	1/4	注記	E7					半角		
	44		撮影高度	2.0	1/4	注記	E7					半角			

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類コード表

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
未分類 00	未分類	11 XX	境界・行政区	24 XX	鉄道施設	35 50	変電所
		11 00	未分類	24 00	未分類	35 52	浄水場
行政区		11 01	都府県界	24 01	鉄道橋(高架部)	35 53	揚水機場
10	未分類	11 02	北海道の支庁界			35 56	揚・排水機場
11	境界・行政区	11 03	都市・東京都の区界	24 11	跨線橋	35 57	排水機場
		11 04	町村・指定都市の区界	24 12	地下通路	35 59	公衆便所
		11 06	大字・町・丁目界	24 19	鉄道のトンネル		
		11 07	小字界			35 60	ガソリンスタンド
交通施設				24 21	停留所		
20	未分類	11 10	所屬界	24 24	プラットホーム	41 XX	公共施設
21	道路	11 11	行政区の代表点	24 25	プラットホーム上屋	41 00	未分類
22	道路施設			24 26	モノレール橋脚	41 01	マンホール(未分類)
23	鉄道	21 XX	道路	24 28	鉄道の雪覆い等		
24	鉄道施設	21 00	未分類			41 11	マンホール(共同溝)
25	線形	21 01	道路線(街区線)	25 XX	線形図・杭打ち図	41 19	有線柱
		21 02	軽車道	25 01	IP(IP杭)		
建物		21 03	徒歩道	25 02	IP方向線	41 21	マンホール(ガス)
30	建物	21 06	庭園路等	25 03	主要点(役杭)		
34	建物の付属物	21 07	トンネル内の道路	25 04	中心点(中心杭)	41 31	マンホール(電話)
35	建物記号	21 09	建設中の道路	25 05	中心線	41 32	電話柱
				25 06	その他の路線結線		
小物体		22 XX	道路施設	25 07	役杭引出線	41 41	マンホール(電気)
40	未分類	22 00	未分類			41 42	電力柱
41	公共施設	22 03	道路橋(高架部)	25 11	多角点(記号)		
42	その他の小物体	22 04	木橋	25 12	引照(線)	41 51	マンホール(下水)
		22 05	徒橋			41 61	マンホール(水道)
水部等		22 06	棧道橋	30 XX	建物		
50	未分類			30 00	分類しない建物		
51	水涯線	22 11	横断歩道橋	30 01	普通建物	42 XX	その他の小物体
52	水部に関する構造物	22 12	地下横断歩道	30 02	堅ろう建物	42 00	未分類
		22 13	歩道	30 03	普通無壁舎	42 01	墓碑
土地利用等		22 14	石段	30 04	堅ろう無壁舎	42 02	記念碑
60	未分類	22 15	地下街・地下鉄等出入口			42 03	立像
61	法面・構面	22 19	道路のトンネル	34 XX	建物の付属物	42 04	路傍祠
62	諸地・場地			34 00	未分類	42 05	灯ろう
63	植生	22 21	バス停	34 01	門	42 06	狛犬
65	用地	22 22	安全地帯	34 02	屋門	42 07	鳥居
		22 26	分離帯	34 03	たたき		
		22 27	駒止	34 04	プール	42 11	官民境界杭
		22 28	道路の雪覆い等			42 15	消火栓
地形				35 XX	建物記号	42 16	消火栓 立型
70	未分類	22 31	側溝 U字溝無蓋	35 00	未分類	42 17	地下換気孔
71	等高線	22 32	側溝 U字溝有蓋	35 03	官公署	42 19	坑口
72	変形地	22 33	側溝 L字溝	35 04	裁判所		
73	基準点	22 34	側溝地下部	35 05	検察庁		
74	その他の基準点	22 35	雨水樹	35 07	税務署	42 21	独立樹(広葉樹)
75	数値地形モデル	22 36	並木樹	35 08	税関	42 22	独立樹(針葉樹)
76	基準点網図	22 38	並木	35 09	郵便局	42 23	噴水
77	水準点網図	22 39	植樹			42 24	井戸
78	空中写真資料			35 10	森林管理署	42 25	油井・ガス井
79	応用測量整飾	22 41	道路情報板	35 11	測候所	42 26	貯水槽
		22 42	道路標識 案内	35 12	工事事務所	42 27	肥料槽
注記		22 43	道路標識 警戒	35 13	出張所	42 28	起重機
80	未分類	22 44	道路標識 規制	35 14	警察署		
81	注記	22 46	信号灯	35 15	交番	42 31	タンク
82	測量記録等	22 47	信号灯 専用ボールのないもの	35 16	消防署	42 32	給水塔
				35 17	職業安定所(ハローワーク)	42 33	火の見
		22 51	交通量観測所	35 18	土木事務所	42 34	煙突
		22 52	スノーボール	35 19	役場支所及び出張所	42 35	高塔
		22 53	カーブミラー			42 36	電波塔
		22 55	距離標(km)	35 21	神社	42 37	照明灯
		22 56	距離標(m)	35 22	寺院	42 38	防犯灯
				35 23	キリスト教会		
		22 61	電話ボックス	35 24	学校	42 41	灯台
		22 62	郵便ポスト	35 25	幼稚園・保育園	42 42	航空灯台
		22 63	火災報知器	35 26	公会堂・公民館	42 43	灯標
				35 27	博物館	42 45	ヘリポート
		23 XX	鉄道	35 28	図書館		
		23 00	未分類	35 29	美術館	42 51	水位観測所
		23 01	普通鉄道			42 52	流量観測所
				35 31	保健所	42 53	雨量観測所
		23 02	地下鉄地上部	35 32	病院	42 54	水質観測所
		23 03	路面電車	35 34	銀行	42 55	波浪観測所
		23 04	モノレール	35 36	協同組合	42 56	風向・風速観測所
		23 05	特殊鉄道	35 39	デパート		
		23 06	索道			42 61	輸送管(地上)
		23 09	建設中の鉄道	35 45	倉庫	42 62	輸送管(空間)
				35 46	火薬庫	42 65	送電線
		23 11	トンネル内の鉄道・普通鉄道	35 48	工場		
		23 12	地下鉄地下部	35 49	発電所		
		23 13	トンネル内の鉄道・路面電車				
		23 14	トンネル内の鉄道・モノレール				
		23 15	トンネル内の鉄道・特殊鉄道				

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
51 XX	水涯線	62 21	噴火口・噴気口	71 08	凹地(特殊補助曲線)	22 05	凡例(外枠)
51 00	未分類	62 22	温泉・鉱泉			79 06	凡例(罫線)
51 01	河川・水がけ線	62 23	陵墓	71 99	凹地(矢印)	79 07	作表(外枠)
51 02	細流・一糸河川	62 24	古墳			79 08	作表(罫線)
51 03	かれ川	62 25	城・城跡	72 XX	変形地		
51 04	用水路	62 26	史跡・名勝・天然記念物	72 00	未分類	79 11	方眼線
51 05	湖池			72 01	土がけ(崩土)	79 12	方眼点
51 06	海岸線	62 31	採石場	72 02	雨裂	79 13	方位
51 07	水路 地下部	62 32	土取場	72 03	急斜面	79 14	方眼紙(5cm)
		62 33	採鉱地	72 06	洞口	79 15	方眼紙(1cm)
51 11	低位水がけ線(干潟線)					79 16	方眼紙(1mm)
		63 XX	植生	72 10	未分類 岩		
52 XX	水部に関する構造物等	63 00	未分類	72 11	岩がけ		
52 00	未分類	63 01	植生界	72 12	露岩		
52 02	棧橋(鉄・コンクリート)	63 02	耕地界	72 13	散岩		
52 03	棧橋(木製・浮棧橋)	63 03	仮耕地界	72 14	さんご礁		
52 04	棧橋(浮き)						
		63 11	田	73 XX	基準点		
52 11	防波堤	63 12	はず田	73 00	未分類		
52 12	護岸 被覆	63 13	畑	73 01	三角点		
52 13	護岸 杭(消波ブロック)	63 14	さとつきび畑	73 02	水準点		
52 14	護岸 捨石	63 15	パイナップル畑	73 03	多角点等		
52 19	坑口 トネル	63 16	わさび畑	73 04	公共基準点(三角点)		
		63 17	桑畑	73 05	公共基準点(水準点)		
52 21	渡船発着所	63 18	茶畑	73 06	公共基準点(多角点等)		
52 22	船揚場	63 19	果樹園	73 07	その他の基準点		
52 26	滝			73 08	電子基準点		
52 27	せき	63 21	その他の樹木畑	73 09	公共電子基準点		
52 28	水門	63 22	牧草地				
		63 23	芝地	73 11	標石を有しない標高点		
				73 12	図化機測定による標高点		
52 31	不透過水制	63 31	広葉樹林	75 XX	数値地形モデル		
52 32	透過水制	63 32	針葉樹林	75 00	未分類		
52 33	水制水面下	63 33	竹林	75 01	グリッドデータ		
52 35	根固	63 34	荒地	75 11	ランダムポイント		
52 36	床固 陸部	63 35	はい松地	75 21	ブレークライン		
52 37	床固 水面下	63 36	しの地(笹地)	75 31	不整三角網(TIN)		
52 38	蛇籠	63 37	やし科樹林				
52 39	敷石斜坡	63 38	湿地	76 XX	基準点網図		
				76 01	与点記号		
52 41	流水方向	63 40	砂れき地(未分類)	76 02	新点記号		
		63 41	砂地	76 03	節点記号		
52 55	距離標	63 42	れき地	76 04	偏心点・方位点		
52 56	量水標	63 45	干潟	76 05	点間結線		
				76 06	与点後視方向線		
61 XX	法面・構面	65 XX	用地	76 07	観測方向(矢印)		
61 00	未分類	65 01	中心杭	76 08	観測方向(線)		
61 01	人工斜面	65 02	用地杭	76 09	セッション		
61 02	土堤	65 11	起業地の境界				
61 03	表法肩の法線	65 12	用地取得予定線	76 11	与点記号(電子基準点)		
61 10	被覆	65 13	大字の境界				
61 11	コンクリート被覆	65 14	字の境界	76 15	点間結線(偏心と点間)		
61 12	ブロック被覆	65 15	土地の境界				
61 13	石積被覆	65 16	一筆地内の異なる地目の境界	77 XX	水準路線図		
		65 17	一筆地内の異なる権利の境界	77 01	与点記号		
61 20	未分類 法面保護	65 18	一筆地内の異なる占有者の境界	77 02	新点記号		
61 21	法面保護(網)	65 19	同一所有者記号	77 03	固定点記号		
61 22	法面保護(モルタル)			77 04	水準路線		
61 23	法面保護(コンクリート柵)	65 21	境界標	77 05	観測路線方向線		
		65 22	公共施設の境界線(道路区域界)				
		65 23	公共施設の境界線(河川区域界)	78 XX	空中写真資料		
61 30	さく(未分類)・かき			78 01	標定点		
61 31	落下防止さく			78 02	対空標識		
61 32	防護さく			78 03	刺針点		
61 33	遮光さく			78 04	主点		
61 34	鉄さく			78 05	タイポイント		
61 36	生垣	65 41	拡大参照枠	78 06	連結		
61 37	土囲	65 42	引き出し線				
				78 11	撮影コース		
61 40	へい(未分類)	65 51	配電線路	78 12	撮影主点		
61 41	堅ろうへい	65 52	送電線路	78 13	写真枠		
61 42	簡易へい	65 53	通信線路	78 14	撮影区域		
		65 54	鉄道・軌道				
62 XX	諸地・境地			78 21	作成範囲		
62 00	未分類	65 55	その他の路線				
62 01	区域界			79 XX	応用測量整飾		
		71 XX	等高線	79 01	図枠(外枠)		
62 11	空地	71 00	未分類	79 02	図枠(内枠)		
62 12	駐車場	71 01	等高線(計曲線)	79 03	タイトル(外枠)		
62 13	花壇	71 02	等高線(主曲線)	79 04	タイトル(罫線)		
62 14	園庭	71 03	等高線(補助曲線)				
62 15	墓地	71 04	等高線(特殊補助曲線)				
62 16	材料置場	71 05	凹地(計曲線)				
		71 06	凹地(主曲線)				
		71 07	凹地(補助曲線)				

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目
81 XX	注記	25 11	多角点名称
81 00	未分類	25 12	引照
81 10	市・東京都の区	34 XX	建物の付属物
81 11	町・村・指定都市の区	34 04	プール
81 12	市町村の飛地		
81 13	大区域	52 XX	水部に関する構造物等
81 14	大字・町・丁目	52 13	護岸杭(消波ブロック)
81 15	小字・丁目	52 14	護岸 捨石
81 16	通り		
81 17	その他の地名(大)	52 22	船揚場
81 18	その他の地名(中)		
81 19	その他の地名(小)	52 35	根固
81 21	道路の路線名	52 36	床固 陸部
81 22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ	52 37	床固 水面下
81 23	鉄道の路線名	52 38	ジャカコ
81 24	鉄道施設、駅、操車場、信号所		
81 25	橋	65 XX	用地測量
81 26	トンネル	65 01	中心杭番号
81 31	建物の名称	65 02	用地杭名称
81 34	建物の付属物	65 21	境界点名称
81 40	マンホール		
81 41	電柱	71 XX	等高線
81 42	その他の小物体	71 01	等高線(計曲線)
81 51	水部	71 02	等高線(主曲線)
81 52	水部施設	71 03	等高線(補助曲線)
81 53	地下水部	71 04	等高線(特殊補助曲線)
81 61	法面、構面	71 05	凹地(計曲線)
81 62	諸地、場地	71 06	凹地(主曲線)
81 63	植生	71 07	凹地(補助曲線)
81 71	山地	71 08	凹地(特殊補助曲線)
81 73	標高注記		
81 81	説明注記	73 XX	基準点
81 99	指 示 点	73 01	三角点
		73 02	水準点
82 XX	測量記録等	73 03	多角点
82 0X	応用測量整飾	73 04	公共基準点(三角点)
82 01	図面タイトル	73 05	公共基準点(水準点)
82 02	図面縮尺	73 06	公共基準点(多角点)
82 03	地区名	73 07	その他基準点
82 04	計画機関名	73 08	電子基準点
82 05	作業機関名	73 09	公共電子基準点
82 06	作成年月日		
82 07	タイトル(文字)	73 11	標石を有しない標高点
82 08	凡例(文字)	73 12	図化標高点
82 09	作表(文字)		
82 11	方眼座標値		
82 12	方位		
82 2X	基準点網図		
82 21	測点名称		
82 22	電算番号		
82 23	セッション名		
82 3X	簡易水準測量		助字
82 31	測点名称		ぶり仮名
82 32	観測路線番号		
82 4X	空中写真資料		
82 41	写真番号		
82 42	使用カメラ		
82 43	画面距離		
82 44	撮影高度		
82 6X	用地測量		
82 61	点間の距離		
82 62	地番		
82 63	地目		
82 64	所有者等の氏名		
82 65	不動産番号		
82 66	座標系		
22 XX	道路施設		
22 55	距離標(Km)		
22 56	距離標(m)		
25 XX	線形		
25 01	!P(!P杭)		
25 03	主要点(役杭)		
25 04	中心点(中心杭)		
25 07	役杭引出要素		

公共測量標準図式 数値地形図データファイル仕様

数値地形図データファイル仕様

ファイル仕様の記述

- A.....文字型(入力値がない場合は半角スペース、ただし、年月では"0000")
- I.....整数型(入力値がない場合は、"0")
- X.....空白(半角スペース)

(1) インデックスレコード(a)

レコードタイプ	座標系	計画機関名	図郭数	図郭識別番号レコード数	使用分類コード数	転位処理フラグ	間断処理フラグ	使用した作業規程		バージョン	空き領域区分	空き領域
								西暦年号	作業規程名			
A2	I2	A30	I3	I2	I4	I1	I1	I4	A30	I1	I1	3X

- レコードタイプ.....「!」に固定(はスペースを示す、以下同じ。)
- 座標系.....平面直角座標系の系番号
- 計画機関名.....数値地形図データの作成・更新を計画した機関名
- 図郭数.....地域内に含まれる情報区画数
- 図郭識別番号レコード数.....図郭識別番号レコード数
- 使用分類コード数.....当該データで使用している分類コード数(対応テーブルのレコード数)
- 転位処理フラグ.....当該データファイルで、転位区分を設定しているか否か
0 : 転位処理を設定していない
1 : 転位処理を設定している
- 間断処理フラグ.....当該データファイルで、間断区分を設定しているか否か
0 : 間断処理を設定していない
1 : 間断処理を設定している
- 使用した作業規程.....当該データファイルのフォーマットが定められた作業規程の名称
西暦年号.....作業規程が施行された西暦年 例、2008
作業規程名.....使用した作業規程名 例、国土交通省公共測量作業規程
- バージョン.....データファイル仕様のバージョンで、本仕様では1
- 空き領域区分.....空き領域をユーザーが利用した場合の区分
0:利用していない。
n:利用している(1 ≤ n ≤ 9)、nの値はユーザーで管理する番号

数値地形図データファイル仕様

(1) インデクスレコード (b)

図郭識別番号 (1)	図郭識別番号 (2)	図郭識別番号 (3)	図郭識別番号 (4)	図郭識別番号 (5)	図郭識別番号 (6)	図郭識別番号 (7)	図郭識別番号 (8)	図郭識別番号 (9)	図郭識別番号 (10)	空き領域
A8	4X									

図郭識別番号……地域内に含まれる全図郭番号(英数字、図郭識別番号レコード数分繰り返し)

(1) インデクスレコード (c)

使用分類 コード	標準の分類 コード		使用データタイプフラグ										座 標 次 元 区 分	内 容 記 述
	レイヤ	項目	面	線	円	円	点	方	注	属	性	グリ ット ・ T ・ I ・ N		
14	14		9	1								1	1	A65

- 使用分類コード……………当該データファイルで使用している分類コード
- 標準の分類コード……………使用している取得分類コードに対応する標準の取得分類コード(数値地形図データ取得分類基準表)
- レイヤ……………取得分類基準の分類コード上位2桁
- 項目……………取得分類基準の分類コード下位2桁
- 使用データフラグ……………当該取得分類で各データタイプを使用しているか否かを示すフラグ
 - 0 :使用していない
 - 1 :使用している
- 方向規定区分……………当該取得区分の座標列の方向性をどのように規定しているかを示すフラグ
 - 0 :方向性は本規定に準拠
 - 1 :別途定めて使用している
- 座標次元区分……………当該座標取得分類の座標値の次元を示すフラグ
 - 0 :特に定めない(二次元と三次元が混在)
 - 2 :二次元(X, Y)
 - 3 :三次元(X, Y, Z)
- 内容記述……………標準の分類コードと異なる分類コードを使用した場合は、その仕様等の概要を記述

(b) (c) は各々、(a) の図郭識別番号レコード数及び取得分類数だけ繰り返される。

数値地形図データファイル仕様

(2) 図郭レコード(a)

レコードタイプ	図郭識別番号	図郭名称	地図情報レベル	タイトル名	修正回数	バージョン	空き領域区分	空き領域
A2	A8	A20	15	A30	12	11	11	15X
	10	20	30	40	50	60	70	80

- レコードタイプ……………「M」に固定
- 図郭識別番号……………当該図郭の番号(英数字)
- 図郭名称……………当該図郭の図郭名称
- 地図情報レベル……………作業規程の準則第4編第1章第80条に従う。
- タイトル名……………当該図郭のタイトル名(例: " 市都市計画基本図")
- 修正回数……………図郭の修正作業を行った回数、新規作成時は修正回数0(ゼロ)
- バージョン……………データファイル仕様のバージョンで、本仕様では1
- 空き領域区分……………空き領域をユーザーが利用した場合の区分
0:利用していない。
n:利用している(1 ≤ n ≤ 9)、nの値はユーザーで管理する番号

(2) 図郭レコード(b)

図郭座標(1)				空き領域	要素数	レコード数	座標値の単位	図郭座標(2)				空き領域
左下図郭座標		右上図郭座標						左上図郭座標		右下図郭座標		
X (m)	Y (m)	X (m)	Y (m)					X (m)	Y (m)	X (m)	Y (m)	
17	17	17	17	13	16	17	13	17	17	17	17	9X
	10	20	30	40	50	60	70	80				

- 図郭座標(1)……………当該図郭の左下隅及び右上隅の、X、Y座標で、単位はメートル
- 要素数……………当該図郭に含まれる全要素数
- レコード数……………当該図郭ファイルの図郭レコードを除く全レコード数
- 座標値の単位……………座標データの単位を記述する。
地図情報レベル500及び1000では「1」……………使用している座標値が「mm」単位であることを示す
地図情報レベル2500及び5000では「10」……………使用している座標値が「cm」単位であることを示す
地図情報レベル10000では「999」……………使用している座標値が「m」単位であることを示す
- 図郭座標(2)……………当該図郭の左上隅及び右下隅の、X、Y座標で、単位はメートル

数値地形図データファイル仕様

(2) 図郭レコード(e)

作業機関名	図郭座標の端数								空き領域	
	左下图郭座標		右上图郭座標		左上图郭座標		右下图郭座標			
	X (cm , mm)	Y (cm , mm)	X (cm , mm)	Y (cm , mm)	X (cm , mm)	Y (cm , mm)	X (cm , mm)	Y (cm , mm)		
A40	I4	I4	12X							

作業機関名……………数値地図作成作業を実施した機関名
 図郭座標の端数で、メートル未満の端数数値を記述する。
 左下图郭座標……………左下图郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 右上图郭座標……………右上图郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 左上图郭座標……………左上图郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 右下图郭座標……………右下图郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 地図情報レベル500及び1000では'mm'単位、地図情報レベル2500以上では'cm'単位

(2) 図郭レコード(i)

撮影	写真		写真番号		撮影	写真		写真番号		撮影	写真		写真番号		空き領域			
コース番号	年月	縮尺	枚数	始点	終点	コース番号	年月	縮尺	枚数	始点	終点	コース番号	年月	縮尺		枚数	始点	終点
A4	A4	I5	I1	I4	I4	A4	A4	I5	I1	I4	I4	A4	A4	I5	I1	I4	I4	18X

撮影コース番号……………当該図郭に関する写真の撮影コース番号(英数字)。航空レーザ測量の場合は、計測地区番号と読み替える。
 撮影年月……………当該図郭に関する写真の撮影年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")。航空レーザ測量の場合は、計測年月日と読み替える。
 写真縮尺……………当該図郭に関する写真の縮尺の分母数。航空レーザ測量の場合は、三次元計測データの平均間隔と読み替えcm単位で入力する。
 写真枚数……………当該図郭に関する写真の当該コース番号についての枚数
 写真番号……………当該図郭に関する写真の始点及び終点番号

(d) (e) (i) は新規作成時に1回、その後は
 (d) (e) (i) (d) (e) (i) (d) (e) (i) ……………
 新規 修正1回目 修正2回目
 のように、修正が行われる度に追加される。
 図郭レコード(i)のデータ数が4以上の場合は複数レコードを連続する。

数値地形図データファイル仕様

(3) グループヘッダレコード(レイヤヘッダレコード及び要素グループヘッダレコード)

レコードタイプ	地図分類コード				要素識別番号	階層レベル	要素数										グリット・TIN	取得年月	更新の取得年月	消去年月	数値化区分	空き領域
	分類コード		地域分類	情報分類			総数	グループ	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性						
	レイヤ	項目																				
A2	14	12	14	14	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	A4	A4	A4	12	X
			10			20		30		40		50		60		70		80				

レコードタイプ……………「H」に固定

地図分類コード……………数値地形図の情報体系コード

分類コード……………取得分類基準表に基づく分類コード

地域分類コード……………地図情報の属する位置的特性による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)

情報分類コード……………地図情報の利用目的による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)

要素識別番号……………個々の要素を識別するためのもので、一図郭内の分類コード別に、1から4桁の一連番号、10,000を超える場合は0から開始する4桁の一連番号(通常レイヤヘッダレコードでは0)

階層レベル……………当該レコードの階層上の位置(通常レイヤヘッダレコードでは1、要素グループヘッダレコードでは2)

要素数……………1レベル下に存在するデータタイプ別の要素数及びグループ数、総数

取得年月……………当該グループに属する取得要素の最新年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")

更新の取得年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グループに属する取得要素の最新年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")

消去年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グループに属する消去要素の最新年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")

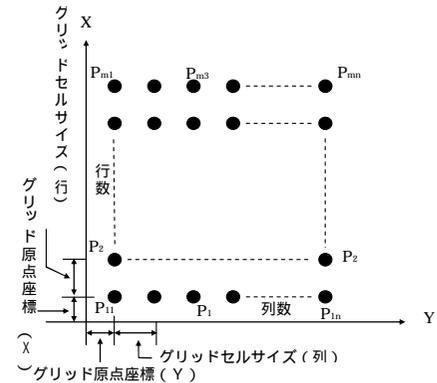
数値化区分……………当該グループが主にどのような手法によって数値化されたかを示す区分(精度区分の上位桁)

数値地形図データファイル仕様

(4) 要素レコード

レコードタイプ	地図分類コード				要素識別番号	階層レベル	図形区分	実データ区分	精度区分	注記区分	転位区分	間断区分	データ数	レコード数	代表点の座標値		属性数値	属性区分	属性データの書式	取得年月	更新の取得年月	消去年月	空き領域	要素識別番号反復回数
	分類コード		地域分類	情報分類											X	Y								
	レイヤ	項目																						
A2	I4	I2	I4	I4	I2	I2	I1	I2	I1	I2	I1	I4	I4	I7	I7	I7 or 7X	I2	A7	A4	A4	A4	6 X	I1	

- レコードタイプ……………データタイプによって区分される
- 地図分類コード……………数値地形図の情報体系コード
 - 分類コード……………取得分類基準表に基づく分類コード
 - 地域分類コード……………地図情報の属する位置的特性による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)
 - 情報分類コード……………地図情報の利用目的による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)
- 要素識別番号……………(3)グループヘッダレコードを参照
- 階層レベル……………当該レコードの階層上の位置
- 図形区分……………図面出力上必要な区分レコード
- 実データ区分……………直後に来る実データレコードの区分
- 精度区分……………要素ごとのデータの精度
- 注記区分……………漢字か英数字かの区分
- 転位区分……………転位処理フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 - 0: 転位されない、
 - n: データの方向に対して右側に転位する。(1 n 9)
 - n: データの方向に対して左側に転位する。(1 n 9)
- 間断区分……………間断処理フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 - 取得分類コードに応じて優先順位の高いものから1, 2, …, nと記述
- データ数……………データタイプによって記述が異なる。
 - E1～E6 : 座標数 E7 : 文字数 E8 : 属性数
- レコード数……………当該要素が持つ実データレコード数
- 代表点の座標値……………図形の代表となる点、記号や注記の指示座標
 - E5 : データ数が0のとき、その点の座標値
 - E7 : 始点座標(横書きでは最初の文字の左下座標、縦書きでは最初の文字の左上座標)
- 属性数値……………図形の代表となる数値、等高線や基準点の標高で、mm単位で記述
- 属性区分……………利用者が独自に設ける区分で、別途属性区分表にて解説
- 属性データの書式……………属性レコードを持つ場合の、そのレコードに記述されている内容の書式、Fortran形式で記述
- 取得年月……………当該要素が最初に取得された年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")
- 更新の取得年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該要素が修正された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
- 消去年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該要素が存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
- 要素識別番号反復回数……………要素識別番号が4桁を超える場合に用いる。(1～9,999が1、10,000～19,999が2、20,000～29,999が3、……。通常は10,000を超えないために1となる。)



数値地形図データファイル仕様

(5) グリッドヘッダレコード

レコードタイプ	地図分類コード				要素識別番号	階層レベル	行数	列数	レコード数	グリッドセルサイズ		グリッド原点座標値		取得年月	更新の取得年月	消去年月	図形区分	精度区分	空き領域	レコード数反復回数
	分類コード		地域分類	情報分類						行	列	X	Y							
	レイヤ	項目																		
A2	I4	I2	I4	I4	I2	I4	I4	I4	I7	I7	I7	I7	A4	A4	A4	I2	I2	9X	I1	

- レコードタイプ……………「G」に固定
- 地図分類コード……………要素グループヘッダレコードを参照
- 分類コード、地域分類、情報分類……………要素グループヘッダレコードを参照
- 要素識別番号……………要素グループヘッダレコードを参照
- 階層レベル……………当該レコードの階層上の位置(通常2または3)
- 行数……………グリッドデータの横(Y)方向の並びの数
- 列数……………グリッドデータの縦(X)方向の並びの数
- レコード数……………当該グリッドデータの実データレコード数
- グリッドセルサイズ……………グリッドデータの格子点間距離
- グリッド原点座標値……………グリッドデータの原点
- 取得年月……………当該グリッドデータを取得した年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")
- 更新の取得年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グリッドデータが修正された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
- 消去年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グリッドデータが存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
- 図形区分……………図面出力に必要な区分コード
- 精度区分……………グリッドごとのデータの精度
- レコード数反復回数……………レコード数が4桁を超える場合に用いる。(1~9,999が1、10,000~19,999が2、20,000~29,999が3、……。通常は10,000を超えないために1となる。)

(6) 不整三角網ヘッダレコード

レコードタイプ	地図分類コード				要素識別番号	階層レベル	図形区分	三角形数	レコード数	取得年月	更新の取得年月	消去年月	精度区分	空き領域
	分類コード		地域分類	情報分類										
	レイヤ	項目												
A2	I4	I2	I4	I4	I2	I2	I6	I6	A4	A4	A4	I2	38X	

- レコードタイプ……………「T」に固定
- 地図分類コード……………要素グループヘッダレコードを参照
- 分類コード、地域分類、情報分類……………要素グループヘッダレコードを参照
- 要素識別番号……………要素グループヘッダレコードを参照
- 階層レベル……………当該レコードの階層上の位置(通常は2又は3)
- 三角形数……………三角形の数
- レコード数……………当該三角形の実データレコード数
- 取得年月……………当該不整三角網データを取得した年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")
- 更新の取得年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該不整三角網データが修正された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
- 消去年月……………追加形式でファイルを更新する際に用い、当該不整三角網データが存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
- 精度区分……………不整三角網ごとのデータの精度

数値地形図データファイル仕様

(7) 三次元座標レコード

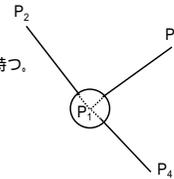
座 標 値			座 標 値			座 標 値			座 標 値		
X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
----- ----- -----			----- ----- -----			----- ----- -----			----- ----- -----		
10 20			30 40			50 60			70 80		

Z値……………座標列の一部に値が存在しない場合は、「m」単位では-999、「cm」単位では-99900、「mm」単位では-999000を与える。

(8) 二次元座標レコード

座 標 値		座 標 値		座 標 値		座 標 値		座 標 値		座 標 値	
X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
----- -----		----- -----		----- -----		----- -----		----- -----		----- -----	
10 20		30 40		50 60		70 80					

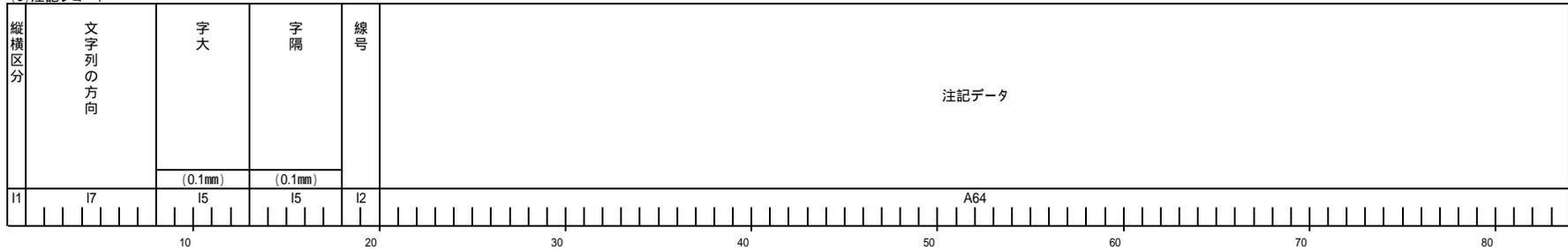
- 座標値……………図郭原点(左下隅)からの測地座標で、要素レコードにあるデータ数と同じ座標数を持つ
- 線・面……………線上の経過点の座標値
- 点……………1点の座標値
- 円……………円周上の3点の座標値
- 円弧……………円弧上の3点の座標値で、円弧の始点、円弧上の任意の点、円弧の終点の順に待つ
- 方向……………ある点に対する方向を示す場合(例えば電柱)に用いるもので、2つの座標値を組として方向を示す。
最初の座標値がその中心を、次の座標値がその方向を表し、1レコードには、三次元座標レコードでは2組の方向データを持つ。
右の例での方向データは、P₁P₂、P₁P₃、P₁P₄の3組となる(2レコードが必要)



- (7)において直前の要素レコードのデータ数が5以上の場合は、複数レコード連続する。
- (8)において直前の要素レコードのデータ数が7以上の場合は、複数レコード連続する。

数値地形図データファイル仕様

(9) 注記レコード



縦横区分……………文字列の並びが縦か横かの区分

0：横書き ： 公 共 測 量
1：縦書き ： ≪ 林 業 課

文字列の方向……………注記の表示方向を示す角度。単位は度、範囲は縦書きの場合は - 135° ~ -45°、横書きの場合は -45° ~ +45° とする。

字大……………字の大きさ 単位は10分の1ミリメートル

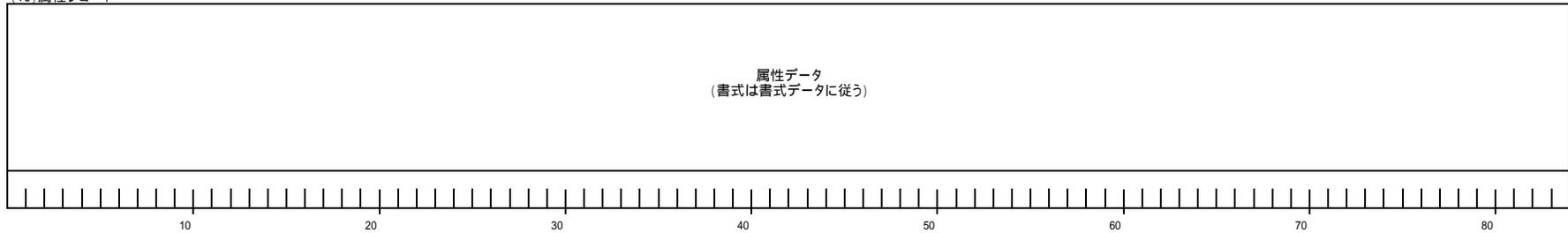
字隔……………字の間隔 単位は10分の1ミリメートル、全角・半角が混在する場合には、全角を基準とする。

線号……………字の太さ 線号の号数を記述する

注記データ……………漢字または文字データ (JIS第1及び第2水準) 複数レコードにまたがり、レコードの区切りに全角文字がきた場合には、バイトに分割して格納する。

要素レコードのデータ数が、漢字の場合33以上、英数字の場合65以上の場合、注記レコードが、複数連続する。

(10) 属性レコード



属性データ……………ユーザーが利用する属性データ、書式は要素レコードに記述された「属性データの書式」による。

要素レコードのデータ数が2以上の場合、複数レコード連続する。

数値地形図データファイル仕様

(11) グリッドレコード

数値(1)	数値(2)	数値(3)	数値(4)	数値(5)	数値(6)	数値(7)	数値(8)	数値(9)	数値(10)	数値(11)	数値(12)
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
10		20		30		40		50		60	
70			80								

数値……………各格子点の数値、数値地形モデルのグリッドデータを記述する場合は、座標値の単位に従って記述する。

全グリッドポイントを記述するまで連続する、データは原点(左下)から右上へ、連続して記述する。グリッドポイントが存在しない場合は、「m」単位では-999、「cm」単位では-99900、「mm」単位では-999000を与える。

(12) 不整三角網レコード

座 標 値 (i, 1)			座 標 値 (i, 2)			座 標 値 (i, 3)			座 標 値 (i+1, 1)		
X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
10		20		30		40		50		60	
70			80								

座標値……………括弧内に示す順番は、特定の不整三角網レコードの事例である。
 三角形は3点の座標値とする。
 座標値は不整三角網レコードを満たすよう連続して記録する。
 座標値及び三角形の記録する順番は規定しない。

(12)において直前の不整三角網レコードの三角形数が2以上の場合は、複数レコード連続する。
 Z値が存在しない場合は、「m」単位では-999、「cm」単位では-99900、「mm」単位では-999000を与える。

数値地形図データファイル仕様

実データ区分

コード	内容
0	実データなし
2	二次元座標レコード
3	三次元座標レコード
4	注記レコード
5	属性レコード

注記区分

コード	内容
0	区分しない
1	漢字
2	英数カナ文字

精度区分

コード	上位桁	下位桁
	数値化区分	地図情報レベル区分
1	基準点測量成果を用いる方法	1 ~ 50
2	T/S等を用いた数値実測	~ 100
3	数値図化法・他の数値地形図データの利用	~ 250
4	既成図数値化(無伸縮図面を使用)*	~ 500
5	既成図数値化(伸縮図面を使用)*	~ 1000
6	航空レーザ測量成果を用いる方法	~ 2500
7		~ 5000
8		~ 10000
9	その他	その他

図形区分

コード	内容	対象となる取得分類項目
0	非区分	下記に該当しない全データ
11	射影部の上端	右段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆等の射影をもつもの
12	射影部の下端	道路橋、鉄道橋
21	高欄	
22	橋脚	
23	親柱	
26	ガードレール	道路施設
27	ガードパイプ	
31	中庭線	建物
32	棟割線	
33	階層線	
34	外付階段	
35	ポーチ・ひさし	
46	両側敷地のへい	構囲
47	輸送管(空間)	小物体
51	表層面	数値地形モデル
52	海水面	
61	直線	中心線
62	円弧	
63	クロソイド	
64	その他の緩和曲線	
71	石杭	境界標
72	コンクリート	
73	合成樹脂杭	
74	不銹鋼杭	
75	その他の境界標	
76	境界計算点	
99	表現補助データ	横断歩道・石段等の階段部

データタイプ	レコードタイプ
面	E1
線	E2
円	E3
円弧	E4
点	E5
方向	E6
注記	E7
属性	E8

間断区分

コード	内容
0	間断しない
1 ~ 9	間断する(数値は優先順位)

転位区分

コード	内容
0	転位しない
1 ~ 9	座標列の方向に対して右側に転位する
-1 ~ -9	座標列の方向に対して左側に転位する